

日本に於ては姑小姑の機嫌をも取らねばならぬ、加ふるに直ちに懐胎出産、哺乳等の所謂婦人の大役が起つて来る、又其の生れたる子供を教育せねばならぬ、之れによつて精神、情緒、體力を働かすこと決して少なからぬ次第で、是等は矢張り結核病の素因となるのである。

以上の次第であるから結核豫防上よりは、結婚には下の三件を具備するを要する。

第一は身體の充分なる成熟と云ふことである、充分發育せる男女の結婚と云ふものは、兩方に對して健康的のものである、然るに若し不熟或は虚弱貧血の男女若しくは結核性腺病質のものが、結婚をしたならば、容易に結核に罹る様になる、殊に不熟虚弱なる女子が懷妊して産褥を経過する場合には、甚はだ懸念すべきものである、是れは其の素因が高まつた爲めに、潜伏して居つた結核が

現はれて來ると云ふものも少なくないからであらう。

第二には精神的發育である、殊に婦人が一家の主婦となる場合に、相當の家庭的知識に缺けて居るときは、種々の心配に浮身をやつすばかりでなく、住家、食物、衣服等に關する衛生的知識が缺けて居る結果、常に不健康なる生活を營まねばならぬと云ふことになるからである。

第三に主として男子の方に就て云ふのであるが、經濟的成熟と云ふことである、是れは吾等が殊更云ふまでもない、家計が夫妻生活を許さぬのに結婚すれば、決して圓滿なる家庭を作り得られないことは明かなることである。

是れ等は今更しく説くに及ばず、此の三者は多くの小説の題目になつて居るらしい、徳富蘆花の『不如歸』の如き實例は亦た決して少なくない、肺を惱める妙齡の一婦人は『不如歸』を讀み是れ吾身の上を寫したるものなりと泣けるを見

て居る、又た吾等の知人で五ヶ年間米國で苦學をして來たものがあつた、彼れは歸朝後一婦人と結婚すべく予に語つた、予は彼れの健康を懸念して居つたから、斷然と尙ほ一二年間延期すべく慫慂した——心を鬼にして——、然れども今まで米國に於て乾燥した生活に厭き冷たき人情に泣きつる彼れは、温き「ホーム」を渴望して止まず予の忠告を退けて遂に結婚をしたのである、下宿屋住ひをしたる彼れは今や或る小さな家に移りて、思ふ存分妻君の温き愛の手に睡つた、然かし——是れは僅かに三ヶ月程の夢の間であつたのである、初めは朝と寐る時にのみ出た咳嗽と痰とは、漸々終日絶え間なく出る様になつた、けれども己れと妻君の口を糊する爲めに、彼れは一生懸命に彼れが職業たる文筆に従事したのである、併し熱が出て頭痛がする爲めに、勤勉なる彼れも時として床に就くの餘儀なき次第になつた、彼れは自分の病氣を知つたであらう、去

りながら妻君には之を秘して、出來得るだけ健康を耕ふて居つた、玄かし病は容赦なく進んだ時に、友人等は彼れを赤十字社病院に入院せしめた、泣きつ、彼れを病院に送れる妻君は丁度懐妊したことを知つた時である、而して妻君が玉の如き男子を生み落す一ヶ月程前、彼れは病院に於いて永き眠りに就いた、——病氣は云ふまでもなく肺結核——
此の悲惨なる事實は吾等の忘れんとして忘るゝ能はざる所なるが、這般の悲劇は彼所此所にて斷えず繰り返さるゝであらう。
是等は結核病でありながら、其初期の爲めに觀過されて居るものに多い、兎に角結核に罹れるもの及び其疑あるものは、斷然結婚を見合すことが自身及び其配偶者に利益である、結核が治癒したる後は勿論結婚するも差支はない、西洋の學者の觀察によると、結核が治癒して其病狀がなくなつてから、少なくと

も一年(グルハルト)或は二年(キルヒネル)或は二十ヶ月(マイゼン)の間、異状なければ結婚しても差支ないと云ふことである、但し結婚後は生活上に充分注意することは必要である。(最近之肺結核療法を参照せよ)

近來亞米利加の或る州では、結核患者の結婚を法律で以て禁じた所がある、又た結核梅毒等の豫防の爲めに、醫師の健康證明書を交換したる上に、結婚せしむるが宜しいと云ふ議論をする人がある、是れは一應理由があるが、其の實行は如何なるものであらうか、例へば此健康證書と云ふものは幾何の價値があるか、假令醫師は必らず誠實の健康證書を作るものと假定しても、今日健康であつても、明日は健康であるや否や不明である、殊に花柳病の如きはソウである、又た這般のことは出來得る丈け、良心と徳義とによる様にして、法律損害賠償と云ふ様なことから、成る丈け遠ざかる様にする方が、社會の組織上より

第十六章 交 通

見ても宜しい様に思はる、から、今日の所では餘り耳を傾けるものはなからう。

文明の進歩と共に交通は愈々頻繁となり、結核病傳播の機會の愈々増多すべき事理に就ては、既に述べたる處である、即ち交通の機關たる汽車、汽船、電車、乗合馬車及び此等の待合所、旅人宿其の他勸業場、銀行、會社、郵便電信局、劇場等總て多衆人の集散する場所と云ふものは、結核傳染の危険は甚はだ大である、蓋し此等衆人の群集する所に於ては、其の時間に長短こそあれ、其の健康状態は如何であるか、又た其の衛生的良心はどうであるか、一向地體の分らない他人と相接觸して居らねばならぬ、又た此等の場所に於ては、其の居所を選択するの自由が少ないから、其隣りに甚だ非衛生的の人物があつても、之を

如何ともすることが出来ないからである、第一汽車に就て云ふならば、客車と云ふものは一等でも、一人に就ての空氣の容積は二立方メートル以内で、三等になると實に一人に就て一立方メートル位である、此の如き狭隘なる然かも密閉してある列車の内に、不潔なる結核患者が咳嗽もし、嘔もし高聲にて談話もする場合には、病毒は容易に此の狭き室内に充ち満ちて、其の周囲の同乗者に危害を與ふべきことは云ふまでもない、若し又た其の列車の床の上に患者の痰を吐き出し、是れが塵埃と共に飛散するならば、此の病毒は獨り患者の周囲のみならず、遠き所にも散亂する、而かも此塵埃と一所に在る病毒は、窓掛にも腰掛にも手荷物の上せる網の處へも附着する、而して入り變り立ち變り降り降りする人々に附着する次第であるから、結核豫防の上より此汽車に就ては大に注意せねばならぬ、却説然らば如何に注意せねばならぬかと云へば、先づ

其床には絨氈の如きものは宜しくない、「コロレウム」を敷くか若しくは單に木板がよい、又腰掛や倚り掛りには毛織物の如きはよろしくない、皮張りにして其上には取りはづして、洗濯の出来る被物を掛け置くがよろしい、そうして窓掛の如き粧飾的のものは取り除き、日除けの戸を用ゐるが適當である、次に痰壺であるが、列車内の痰壺と云ふものは、實際上種々の困難がある、今日多く使用さるゝ漏斗状の金屬製の低き而して小なる痰壺は、乗客が降り降りの際に蹉跌するも顛覆はしない、又た破損もしないが、其代りに效能が極めて少ない第一之れは小さ過ぎる、列車の進行中に此内に甘く痰を入るゝには、なかゝに練習を要する位であるから、多くは其縁邊か或は外へしてしまふ、又た其漏斗の上に蜜柑の皮か、柿の皮が一二片上せらるゝと、最早一杯になつてしまふ又た實際其数が少ない爲め、效力が甚はだ少ない様に思ふ、夫れで先づ列車内

の痰壺は、床上にあるよりは一定の高さに据え付けて置くことによろしい、ソウすれば列車進行中で動揺して居つても、他へ飛び出ると云ふ慮が少ない、或は取りはづしの出来る様にして置いて、口邊まで持ち来つて痰をするに云ふ様にしてよろしい、列車の所へ痰壺を掛けて置くこととは、別段面倒のことではなからうと思ふ、例へば外國の喫煙の出来る列車の窓の下には、二つ宛の烟草の火の付いたものを置く所と、灰や燧火の燃え残りを置く所と付いて居る、之れは別段邪魔にはならない、若し此の如き適當の痰壺が備へ付けてあれば、咳嗽して痰を出す人は、自然其の痰壺の傍に坐を占めるので、實際痰を吐き出す人には其痰壺は邪魔所ではない、必要なるものである、つまり是れは考へ様次第で列車の通路に横たはつて居る湯「タン」ポの如きは、實に邪魔と云ひば非常に邪魔物であるが、比較的苦情はない、之れは車内を温めるからであら

う、痰壺の如きも車内の危険を拒ぐものとすれば、決して邪魔物とすることは出来ぬ、假令多少邪魔なるにせよ、結核の危険を防ぎ兼ねて痰唾が床上に散じて居ると云ふ不體哉、不愉快を避ける爲めには、多少の邪魔と云ふことは忍ばねばならぬことと思ふ、以上の理由で吾等は列車内の痰壺は、是非改良して貰ひたいのである、次に列車の掃除であるが、是れは是非湿性掃除であることを要する、給仕が刷毛を以て窓や腰掛や倚り掛りに溜つて居る塵埃を掃き落すが之れは此の塵埃を車内に撒き散すのであるから、刷毛で掃き落とすよりは、寧ろ其儘にして置く方が餘程よろしい、若し其塵埃を去らうとするならば、濡りたる雑巾で拭き取るべきである、床を掃除するのもソウである、必らず濡れ雑巾で拭き取るがよい、又給仕をして乗客の着衣や、外套や、毛布や、帽子の塵を掃はしめる誠に行き届いて居る様であるが、給仕は車内で他の乗客の面前で

此等の塵を拂ふのである、吾等は汽車に乗りて此程の不愉快を感じ、又た無禮の所業と思ふことはない、若し乗客着衣の塵埃迄も掃ふ程の注意をなすならば是非車外に於てせしむること迄に注意して貰いたい。

次に客車殊に長距離列車に使用したるものは、最終停車場に於て充分窓を明け放して掃除をし、清潔ならしむる様にした、殊に出来得べくんば、木製の部分は消毒液(五%石炭酸)にて拭ひ、又た汚れたる部分は温き加里石鹼液、或は曹達水にて拭き浄める様にして貰ひたいと思ふ。

次手に茲にて停車場待合室及び「プラットホーム」に就て一言して置きたい、勿論「プラットホーム」は新橋停車場のもの、如く只だ家根ばかりのものと、大阪梅田停車場の如く家屋になつて居る所とは、多少加減すべきなれども、待合室殊に新橋停車場の如き非常に雑開する處では、大に注意せねばならぬ、即ち此

處の掃除は是非濕性掃除にして、且つ充分に適當の痰壺を備へ付けて貰ひたいのである、然るに實際はドウカなれば、吾等の平生見る處では、痰壺は不適當で且つ数が少ない、又た掃除と云へば、唯だ掃木にて塵埃を掃き立ることが多い、時として僅かに撒水した後、掃木にて掃くと云ふことも見るが、何れの場合にも徒らに埃塵を立てるばかりである、又た單に掃木で掃いたとて、充分に掃除の出来る筈のものでないから、此れは矢張り棒の先きに濕布を付けた雑巾で、拭き取ると云ふことにしたいのである。

這般の注意は官設鐵道に於て、先づ實行して貰ひたい、三十七年一月遞信省にては電話器の消毒に就て、一般使用者に訓示を出して居る、去れど此の電話に於る危険と鐵道に於ける危険とは、結核に關してのみならず、性質上に於ても分量上に於ても、決して同日の論でない、即ち鐵道は非常に多人數の健康に

關するものである、列車内にある時間と云ふものは、一般に長いのである、場合によりては二日も三日も、此内に暮すことがあるのである、之れに反して電話の使用者は、比較的に一定して居る、又た之れに接する時間も短かい、然るに逓信省は電話器の使用によりて、病毒の傳播するを顧慮し、電話器の消毒を勸告して居る位であるから、泥んや電話器に比して幾倍の危険ある鐵道列車に就て、大に顧慮して居るに相違ないと思ふ、従つて逓信省鐵道局は今日現に存する幾多の缺點を改良するは、勿論であらうと思ふ、若し鐵道局に於て何等の用意なしとせば、何故に電話に對してのみ斯くの如く周到なりしかを、解することが出来ぬ、吾等は今日の缺點は日ならずして、改良さるべきを信するものである。

道に對し規定を出して居る、此の規程なるものは第一客車の清潔及消毒、第二客車の構造、第三停車場待合室及び昇降場の三章より成つて居る、而して第一の客車の清潔及消毒の章に於ては、先づ旅客運輸に使用する車輛は、常に清潔ならざるべからず、此の目的に對し下の三項に注意すべしとして、客車の清潔方法及消毒方法を指示して居る、即ち第一客車内の物品は、一年一回は必ず蒸氣消毒を爲し、若しくは三「プロセント」の加里石鹼液にて洗滌すること、第二は列車が仕立所に歸り來りたる場合に行ふべき清潔法を示したるものにて取りはづしの出来る敷物、其他は車外に持ち出して塵埃を掃除し、床は濕布を以て拭ひ、又窓、壁、天井等總て車内を拭き淨め、其他痰壺便所等の清潔法、殊に結核患者療養所行きに使用したる寐車、咯痰及び病毒汚染の疑あるものに對する消毒方法を示して居る、第三は鐵道營業規則に據り、車體の検査を受

くるに際して行ふべき清潔方法、及び消毒方法を示して居る、此れは随分に嚴重なる方法で、車内の總ての部分が消毒を了らねばならぬのである、次に第二章に於ては、客車の構造法で是れは車體の清潔法消毒法を行ふに都合よき様に構造せしむるので、裝飾等も取りはづしの出来る様、又た蒸氣消毒に耐ふる品質を選ぶ様にせしめるのである、其他痰壺の構造に就ても注意して居る、第三章の待合室及び昇降所に就ては、其掃除法及び其の掃除に適當なる様構造すること、及び痰壺を充分に且つ適當なるものを、配置すべきことを規定してあるのである。

規則は如何に立派でも、之れを實行せねば勿論何等の效はない、獨逸國に於ける上陳の規則は遺憾なく實行されて居るかドウか不明である、去れど獨逸國內の鐵道が他の佛國とか、埃國とか、和蘭とか、以太利とかの列車に比して、滿

潔にして乗り心地の宜しいと云ふことは、歐洲を旅行したる人々の何れも首肯する所であらう、又た停車場が清潔に保持されてあることも異論がない様である、して見ると以上の規則は、全くの空文ではないのであらう。

汽車に就て云ふたことは、やがて電車乗合馬車等にも適合するものであるが電車馬車等は汽車に比して乗車時間が短かく、停車頻繁にして乗降の間断なき結果として、車内の空氣が間断なく交換さるゝ故に、一般の危険と云ふものは非常に少なくなる、殊に日本に於ては電車の前より乗降りし得る様にしてゐる、殊に乗り換への場合にソツである、此れは換氣の良好と云ふより、寧ろ餘りに風が入り過ぎて迷惑となる位である、西洋諸國では電車の前方の扉は決して開けぬ、唯だ運轉手の居る車外の所にも乗客が居るから、之れに切符を車内より賣ることが出来る様に、手の差し入れ差し出しの出来る丈の小窓がある

ばかりである、又た西洋の電車では多くは車内に乗客が立つて居ると云ふこと
 がないから、前方から降りさせると云ふ必要がないからであらう。
 去りながら日本の電車に於て、吾等が非常に危険に思ふのは、車内に立つて吊
 し皮にブラ下らしむると云ふことである、即ち座席の外に中央二列に立たしむ
 ののであるが、此際非常に不愉快なるは、若し其の立つて居るものが咳嗽をする
 と、多くは前方の人の顔に其飛沫を吹き掛けるか、又は其前の座席に居る人の
 顔にも吹き掛けることである、一體電車内に立たしむると云ふことは、風致の
 上からも衛生上からも、非常に不都合の事であるから、是れは是非改良したい
 ものである。

ある、明治三十七年二月の内務省令第一號の肺結核豫防に關する件は、實に之
 れに關する規定であるのである、尙ほ同令第一條に於ては「其他地方長官の指
 示する場所」又た第三條には「地方長官の指定したる 鑛泉場、海水浴場、轉
 地療養所に於ける旅店」と云ふことがある、處て地方長官の指定すべき場所に
 は、尙ほ如何なる場所があるかと云ふに、今警視廳令第七號（明治三十七年三
 月二十四日）肺結核豫防規則の第一條によると、次の如き場所が指定されて居
 る、教會堂、取引所、銀行、商品陳列所、勸工場、觀世物場、遊技場、基會所、
 共進會、展覽會、圖書館、新聞雜誌縱覽所、湯屋、理髮店、下宿屋、貸座敷、
 引手茶屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、遊船宿、貸席、芝居茶屋、角力茶屋、
 工場建造物内に於て開設する市場、學校及工場の寄宿舎、病舎、醫師の病室
 及患者控所、乗客の用に供する汽船是れなり、即ち此等は何れも公衆の集

散する處として、省令第一號により唾壺を配置すべきものである、次に旅店及貸座敷の如きは、朝には越人を送り夕に秦人を迎ふると云ふ次第で、其健康状態の不明なるものが、代る／＼寢具を使用するのであるから、警視廳令の第四條には「寢具ハ白布ヲ以テ包被スルコト」及其「白布及貸浴衣ハ時々洗濯スルコト」を規定して居る、尙ほ省令第四條に病院に就て規定して居る如く、應令第五條に於ては病室病舎に對しても規定して居る、即ち第一「肺結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セザルコト」第二「肺結核患者ヲ收容シタル病室ニハ消毒スルニ非ラザレバ他ノ患者ヲ收容セザルコト」第三「結核病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物品ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト」是れ何れも公衆交通上に於ける結核の豫防に外ならないのである。

第十七章 結核患者の届出

結核病泉源の主要なるものは云ふまでもなく結核患者である、従つて結核病の蔓延を防がんとせば、其の病毒の存在する場所を知らねばならぬ、換言すれば病毒の泉源たる患者を知るには、患者を届け出せしめねばならぬ、以上の理由で結核豫防の上に結核患者を届け出せしめ、其の病毒の散蔓を防遏するの必要なことは、多言を要せずして明かなることであるが、此の結核患者の届出に關しては、長い年月の間種々議論されて居る、始め結核患者に届出義務を負はしむると云ふことに對しての主なる反對論は、第一届出義務は個人の自由を侵害するものである、第二届出義務を負はしむると云ふことは、患者を恐怖せしめ患者の病状を憎惡せしむるの危険がある、第三届出によりて結核患者であると

云ふことが明らかになれば、其者は職業と位地とを失ふに至ると云ふ三點であつたのである、併しながら此等の批難は實施して見た所が、全く杞憂に過ぎなかつたと云ふことが分つた、従つて其後に至つては届け出づべき結核病の程度及び届出があつた後に行ふべき方法が、主として議論の種となつたのである、先づ現時諸國に於て實施しつゝある情状を述べ、次に吾等の意見を述べやうと思ふ。

結核病 届出に關する規則を發したのは、米國ニューヨーク市が嚆矢であつて、實に千八百九十八年である、此の規則に據れば結核病は如何なるものでも届け出ると云ふことになつて居る、次に千八百九十九年に獨逸のバーデン大公國では、肺癆で死亡したものを届け出でしむることを規定した、同年に同國サクセ

の規則を出した、次で千九百年にノルウェー國では法律を以て之れを規定したので、大に世界の注意を惹き起した、蓋し其後にも諸國で結核豫防の規則は發布されて居るが、法律を以て出で居るのは唯だ此のノルウェー國丈けであるからである、此の法律によれば肺癆、喉頭結核、骨關節、淋巴腺、其他の結核性疾患、皮膚結核、消化器及泌尿器の結核にして、結核病毒を排出するものは總て届けることになつて居る、即ち總て醫師が前述せる結核病を診療した場合には、衛生官署長に届けるの義務を有するのである、(但し此の衛生官署長は必ず醫師でなければならぬ) 又た醫師は正確なる診療記事を作つて置かねばならぬ、次に患者が死亡したならば、同國民法の規定に従つて、家族のものが届出をなすと同時に、治療醫も復た衛生官署に届けるのである、又た此の法律に基き府縣廳は、政府の認可を得て結核患者が轉居する

場合に、届出を命ずるの規則を出し得ることになつて居る、其他治療醫は患者住居の清潔法、其他の注意すべき事項を指示すべし、而して此等事項の實行が不可能と認むる時は、矢張り醫師より衛生官署に、其旨を届け出ると云ふことになつて居る、以上の様な次第で届出に關する事項丈けでも、可なりに複雑して居る。

此のノルウェー、デンマークの法律發布と同様に、トリエール市に於ては旅宿、下宿屋合宿所等に於る結核患者を届け出でしむるの規則を出した、此の規則に於ては尚ほ其他の不適當なる住家に在る患者の届出及其の轉居、死亡を届け出でしめて居る、同年に獨逸のザクセン王國では結核の届出に關して、可なり面倒なる規則を發布した、即ち肺結核、喉頭結核患者の死亡したる場合、同上患者にして病機の著しく進み居るものが轉居する場合、若しくは住家の關係上

他に對して危険ある場合、其他同上患者が私立病院、孤兒院、貧民院、老廢院、旅人宿、下宿屋、木賃宿等に在る場合には、總て届け出でしむると云ふことを規定した。

以太利國では貧民院、老廢院、孤兒院、監獄、木賃宿、病院、養生院、牛乳業者等に於ては、總ての結核患者を届け出でしめ、又肺及喉頭結核患者が轉居する場合には、總て届け出でしむることを規定した。

獨逸のバーデン大公國では、結核患者が死亡したる時にのみ、届け出でしめたる従來の規則を改正して、病機の進みたる肺及喉頭結核患者が、轉居する場合、及其の周圍に對して危険ある時は、届け出でしむると云ふことにした、又た學校及爾他の教育所に於ては、縦令初期のものにせよ輕症のものにせよ、總て届け出ると云ふことを規定した。

埃太利國でも結核届出の規則を出して居る、此の届出の義務は醫師が負ふ所の
 もので、結核患者の死亡轉居の際に届け出でしむるのである、而して埃國の結
 核患者と云ふは獨り肺及喉頭結核に限つて居るのでなく、總ての結核性疾患を
 含むのである、千九百五年には普國にても法律を以て結核の届出を規定した。
 千九百四年になつてデネマークではノルウェーゲンと同じ様な法律を發布しや
 うとして、遂に其の草案は出來て居ると云ふことである。
 以上諸國に於て實施しつゝある所のものを通覽すると、種々異なつて居る、即
 ち届出を規定すべきは第一肺及喉頭結核に限るべきか、將た總ての結核性疾患
 に及ぼすべきか、第二此等結核病の者が死亡したる場合のみに限るべきか、或
 は轉居したる場合にも及ぶべきか、若しくは他の一定の場所に住する者をも届
 け出でしむべきか、第四學校其他に於ては特別の方法を要するや否や、随分

其遣り口が異なつて居るが、要するに其國々の事情により、之れを實行し得る
 や否なやと云ふ問題に歸するので、縦令紙の上には立派なる法律規則が出來て
 も、實行が出來ねば役に立ぬことであらう。
 吾等は我國現下の狀況に於ては決して多くを望まず、又た望むべきものにあら
 ずと信するものである、併しながら肺結核患者の死亡を届け出でしむると云ふ
 ことは、實行の出來ぬことではないと思ふ、少なくとも結核死亡の多き大市街
 に於ては、容易に實行は出來得ると信するのである、既に東京大阪の如きは總
 てに對して屍體檢案を行ひ得る程のことであるから、極めて容易なることであ
 らう、若し此の結核死亡者の届出により、患家の消毒を行ふと云ふことにした
 ならば、結核豫防上少なからぬ有效であると信する、ニューヨークに於ては結核
 患者の届出を規定し、消毒法を施行して以來結核死亡數に於て、約三十「プロ

セント」を減じたと云ふ位である、若し死亡者の届出を規定し得て結核豫防の
一步を進めば、次に患者轉居の場合にも届け出でしむると云ふことも出来る、
斯くの如く結核病の如き所謂庶民病に對しては、一歩々々進むべきが穩當であ
らうと思ふ、嚮に我國に於ては略痰の取締に關して規則を出して居るが、次に
此の結核死亡者の届出を規定すべき順となつて居ると信ずる。

第十八章 結核病者の外來診察所

結核病を早期に診断することの治療及豫防上に如何に緊要なるかは、我等が繰
り返し述べたる所である、而るに實際に於て此の必要なる早期診断の汎く
行はれざるは、眞に遺憾なる次第と思ふ、勿論之には多くの理由がある、先
づ第一に一般の醫師が早期診断に關する知識の不充分なることで、斯く謂は

或は一般の醫師を侮辱する様であるが、是れは決して我等の一家言ではないの
である、多くの醫師は立派なる臨床上の症候が出て來て、素人でも診察が出來
ると云ふものに就て、初めて結核と診断する許りの事實、早期の診断は唯だ唯
だ熟練なる醫師に依りてのみ行はるゝ様に承知して居る、是れは獨り我國許り
ではない、獨逸國の如き——我國に比して醫術の進歩して居る而して比較的完
全なる醫學教育を受けて居る醫師の澤山なる——處に於ても、這般の苦情が識
者より申し出されて居る、夫れで醫科大學に於て既に充分其の教養が必要であ
ると云ふので、特別に學生に結核の診断及治療法を講ずる様になつた所がある
例へば伯林大學に於てクルシマン教授がアルベルトベルグ療養院を、死せるゲ
ルハルト教授がグラボーゼー療養院を、ヤーコフ教授がベルチヒ療養院を、
チームセン教授がブラネックの療養院を此の目的に使用するが如きは其例であ

る、而かのみならず大學に於ける最終の學期には、主として肺癆療養院で専ら勉強せしむると云ふ處もある様になつて居る、——此等は結核の早期診断と云ふものは、決して容易のものでなく、然るも早期診断は甚はだ必要のものであると云ふことを、明らかに示して居る様に考へらるゝ。

第二には比較的早期に診断し、若しくは其の疑診を置ても、患者には良い加減にして、其實を告げないものが少なくないことである、如何なる次第で患者に對し患者の疾患を告げざるか、我等には一寸了解し得ないのであるが、或人は之れを推測して、次の理由に基づけるものであると云ふて居る、即ち或る者は患者に其の肺病であると云ふことを知らしむることは、病氣に不良なる影響を與ふるであらうと信じて、患者に對し隠蔽するのである、去れど若し此の如き理由で隠蔽すむものがあるならば、是れは大なる誤解である、勿論從來肺病

は不治のもの、醫師からも素人からも信ぜられて居つたから、若し肺病なりと宣告したならば、恰かも死を宣告したると同様で、或は患者の精神及肉體に不良なる影響を與ふる様ではあるが、此の肺病が死病なりと云ふことは、今日に於ては既に誤つて居るので、換言すれば肺病なりと云ふことは、決して死の宣告ではないのである、従つて醫師は肺病殊に其の初期のものは治療を加ふれば全然治癒するものであると云ふことを、充分患者に説明すべき義務を持つて居るのである、次に醫師が患者に其病状を隠蔽するに、恰かも法定傳染病を隠蔽すると同一の意味よりするのがありやせぬか即ち單に患者或は患者の意を迎合し、一日も長く其薬餌を用ひしめんとする利己心より起るものに過ぎない蓋し若し患者に肺病なりとの宣告を與ふる時は、患者は非常なる恐怖と疑惑とを起すのであらう、従つて患者は決して一人の醫師の云ふ所を信用して療治を

しやうとはせぬ、必らず乙醫にも丙醫にも診察をして貰ふ、而して一人にても肺病でないと言ふ醫師があれば、非常に愉快を感じる、去れど疑惑は依然として存するが故に、引き續き色々の醫師に診断を乞ふので、其内肺病なりと云ふ醫師が非常に多いか、或は著名なる醫師によりて宣告されたる時は、茲に初めて肺病なりと信ずるのである、——是も多くの肺病患者の毎常爲す所と云ふても宜しい、——斯くの如き次第であるから、患者の心情を了知し所謂開業上手の醫師と云はるゝものは、自然肺病を患者に隠蔽すると云ふ傾向を起すのではないかと推測されるのである、然れども此等の隠蔽は、患者よりは勿論醫師の側より見るも、非常に不利益の次第である、何となれば此の隠蔽は僅かに一時を纏繞するに過ぎないので、遅かれ早かれ必らず發かれるもので、醫は到底患者の不信用を買はねばならぬ、法定傳染病の如き急性なる疾患に於ては其急

激なる死、或は治癒によりて遂に其の隠蔽を全ふし得る例もあらう、或は患家と同腹なるが故に隠蔽を發見せられず了ることもあらう、去れど肺病の如きは大に趣きを異にして居る、患者は前述べたる如く頻りに他の醫師の門戸を叩かんとするものである、又た其の漫性の病氣は良い加減の治療で、患者が氣付かぬ間に全治するものでもないからである、(最近之肺結核療法参照)
次に早期診断の汎く行はれざる第二の理由として、我等は患者が醫師に至る時が既に遅れて居ると云ふことを付け加へやうと思ふ、是れは勿論貧困者に多いので、即ち彼等は肺病の初期に在るも、未だ是れによりて業を廢さねばならぬと云ふ程度に至つても居らぬ爲め、又た業を廢して醫療を受けるの餘地がない爲め、一日と遅れて、遂に救ふべからざるに至るのである。
以上略述したる理由に對抗して結核早期診断の目的を達せんには、結核病外

來診察所を設くるが最も適當である、却説此の外來診察所は如何なるものであ
 るべきかと云ふに、千九百一年ネアベルに於る萬國結核會議に於て、獨逸のべ、
 フレンケル氏が述べた所のものは、要領を得て居る様である、氏曰く、
 結核病外來診察所は總ゆる學術的方法によりて、結核の早期診断を得んと
 するにあり、診察所は醫師及患者の希望に應じて、無代を以て咯痰を検査し
 得べく及び検査すべく又「ノツベルクリン」を使用し得べし、次に患者自から
 結核なりとするものあらば、無償にて其病氣に就て解説を與ふべく、醫師該
 診察所に患者を送り來れば、診断を確定するや否や再び醫師に送り返すべし
 而して外來診察所は出來得る限り、全注意と全技術を結核早期診断に傾け、
 以て患者を肺病療養院に送り、療養院をして治療の目的を達し得せしむべし。
 以上の次第で獨逸國では今日餘程實行さる、様になつた、例へば伯林に三ヶ所

設けられて居る、又たグライフスワルド、ブレスラウ、ハルレ、キール、ゲッチ
 ンゲン、フランクフルト、ボン、マールブルヒ、ウエスバーデン、ハイデルベ
 ルヒ、ストラースブルヒ、ハーゲナウ、ステッテン、カッセルバナウ等に於て
 は、或は大學の附屬として、或は市立病院の附屬として特に外來診察所が設け
 られて居る、日本に於てもドツカ大學及醫學專門學校所在地、或は市立病院若
 しくは縣立病院所在地に於ては、其の附屬として特に此結核外來診察所を設け
 たいとは我々の希望である、勿論大學なり縣立病院なりでは外來診察所があるの
 であるから、別に結核患者丈の科を設ける必要がない様であるが、既に屢々
 繰り返して述べた通り、此の早期診断には非常に注意を要し、且つ患者に對し
 て特別の相談を要し、又他人に對して傳染の危険を避けしめ、治療上に関し
 て特別の注意否な寧ろ教育を要すること、他の患者より殊に緊要なること、又

又略痰等を無償にて検査することやら、時としては「ツベルクリン」を以て診断を行はねばならぬこと、又た患者数の甚はだ多いと云ふこと等は、内科外來診察所より區分して、一の診察所とするの必要は充分に存すると信ずる、特に利益を目的とせば、單に學生用として外來診察を行ふ大學や専門學校に於ては、成り丈け變つた病氣を學生に見せる必要があるのと、患者數に制限があるとの理由で、實際多數の結核患者が此等外來診察所に於て、診断を乞ふことが出来ないものであるから、茲に新たに外來診察所を設けて、フレンケル氏の述べた如き方法を以て、早期診断を行ふと云ふことは、結核豫防上に必要なることで而かも此事は實行上非常なる手數と費用とを要すことでないことを信ずる、是に就いては余は明治三十四年に次の論文を草して識者の一考を煩らはしたことがある。

(前略)現時旭日の勢を以て發達しつつ、ある獨逸國に於る療養所運動は其效果の甚はだ偉大なること、何人と雖も認むる所にして、歐洲の諸國何れも羨望せざるはなし、去れど是れ獨逸國に於る有名なる三大社會政策より由來せるものなれば、獨逸國にして初めて之れを能くすべく、他の邦國に於ては其善美を知るも、直ちに之れを施行するに由なきなり、況んや本邦の如き社會問題に對し、未だ何等の施設なき所に於て之れを説かば、殆んど癡人の夢として冷遇されなん、故に余は今之を唱へざるべしと雖も、此種の問題は將來に於て必ず經世家の口より、唱導せらるべきを豫想するものなり。

余が茲に提議する處のものは稍や之れに類するも、決して斯くの如く大袈裟なるものにわらず、從つて其實行に於て困難なるものにわらず、先づ結核早期診断所が何故に緊要なるかを説かしめよ。

結核は初め死病と見做されたり、然れども今日に至りては、其初期に於て治療を加ふれば、全く治癒し若しくは病機を一定程度に於て制止せしめ得ることは、最早争ふべからざる事實にして、現時頻々として現はるゝ治療成績統計表或は病理解剖に於る治癒結核電の統計表を列記するにも及ばざるべし、去れど再言す、是れ初期の結核にして末期のものに至りては又た如何ともする能はざるを、是れ獨り結核のみにあらず、「マラリヤ」の如き梅毒の如き必ず治癒するものと信ぜらるゝものと雖も、長く加療せずして末期の悪疫質に陥りしものは、規尼涅も水銀も沃剝も亦た如何ともする能はざるなり、去れば現時に至りては結核は初期に於ては他の疾患よりも、寧ろ容易に治癒し得るものなりと謂ふものあるに至れり、蓋し是れ過言に非らざるべし、然るに實際上結核が多く死病と見做され、本邦に於る結核死亡数の尙ほ年々増加

する所以のものは何ぞや、全く結核を早期に診断せず、既に一定程度に進みたる後ち初めて結核と診断さるゝもの多きに因る、従つて其結核と診断を受け加養する際は、其時期を失し居るもの多し、之れに就て予は曾て詳言したることあれば、今又こゝに敢て言はざるべし。
結核初期の診断法は今日大に進歩したりと雖も、多くの醫師の尙ほ之れを看過しつゝあるは事實なり、患者自からも亦た之れを知らずに経過する事も事實なり、知りて如何ともする能はざる者あるも事實なり、斯くの如き幾多の事實は相綜合して、結核をして治癒に困難なる時期に進ましむ、彼の局所的變化を伴ひ(他覺的に)持続性咳嗽咯痰等あるものは人多く注意するも、毒素吸収によりて來る全身障害即ち營養不良性潜伏結核、窒扶私様潜伏結核の如き消化障害、貧血、心機亢進、食後満腹の不快、運動後の不快等に注意する

もの甚はだ少なきを覺ゆ、然れども是れ最も初期に現はるゝ症状なるを以て、結核初期診断には甚はだ注意せざるべからざるものなり。伶俐なる醫は此等の症状を見て而して局所的變化を他覺せざる時も、少なくとも疑診を置くべし、去れど疑診なる事は醫の側より謂へば、正當なる診断なりと雖も、患者の側より云へば極めて迷惑なる語にてあるなり、患者は單に疑診の故を以て、幾多の慾望と資財と時日とを犠牲に供するの勇氣なきものなり、去れば眞に早期治療の恩恵に浴せしむるには、其診断を出來得るだけ正確にし、患者をして決する所あらしめざるべからず、従つて理學的診斷法精細なるべく、顯微鏡的検査は屢々繰り返さるべく、「ツベルクリン」の注射も施行さるべく、又血清凝集反應も試みらるべきなり、然れども之を一般の醫に求むるは甚だ困難なり、是れ余が結核早期診断所設立の議を提出した

る第一理由なり。一般の醫之れを能くすること能はずと雖も、世に大家先生少なからず、此等大家の診断を仰げば足るべしと雖も、前陳の診断を并用するものは甚はだ少なきもの、如し、又た此等大家の診断に對しては、相應の謝金を拂はざるべからず、従つて中等以下の者は大家先生の恩澤に浴し能はざるは現時の實情なり、是れ余が本議を提出したる第二の理由なり。夫れ結核を初期に於て診断せば、患者は治療し得るの幸あるのみならず、病毒を蔓延散布せしむる事甚だ少なし、是れ苟くも結核の何物たるを解する者の熟知する所なるを以て、余の贅言を要せざるべし、是れ余が本議を提出したる第三の理由なり。然らば如何なる方法を以て、如何なる組織を以て之を設立すべきか、

是れ寧ろ余輩無經驗者が謂ふを憚る所なりと雖も、余の考案を以てせば、中流以上の者に於ては大家先生の恩澤を蒙るを得るが故に、茲には中流以下の者に其の恩澤の及ばんことを希望するものなり、従つて無償診断所の設立を急務なりと信ず、即ち一分は公費を以て、一分は慈善家の義捐を以て、之が設立に充てんとするものなり、然かも此の機關たる單に診断所のみなるを以て、其費用は決して多額を要せざるなり、患者の多少によりて少違あるべしと雖も、診断室、咯痰検査室、「ツベルクリン」診断の爲めに、數個乃至十個の病床、治療の方法を教示すべき談話室等あれば、即ち事は足れりとすべし。

此の診断所設立の効果は前述する所によりて明白なり、従つて之に對して異議者あらざるべし、唯だ茲に二個の疑問あり、即ち一は結核の初期を診定す

るも、之れに治療を加へざれば、何等の効果なかるべしと云ふ事なり、然れども亦た之れを知れり、獨逸國の如く疾病金庫の制あり、容易に治療院に於て加療し得れば、甚はだ便利ならんも、我國にて尙ほ之を學ぶを得ざるなり、されど元來の主旨たる、其既に治療に困難なる時期に至りて加療するよりは、短日月の間に治癒し得る間に疾患を發見し、患者は勿論周圍に危害を及ぼすことなからしめんとする者なるを以て、其如何にしても自から加療し能はざるものは、更に他に方法を講ぜざるべからず、此れ此の機關設立の曉も今日も同一の事なるべし、且つ本邦に於ては假令廢疾金庫の制なくとも、尙ほ親族故舊四隣相救恤するの美習慣あり、不治の病として永年に涉れば、親族故舊も終に厭さ疲るゝも、短日月に於て治癒し得るものとせば、決して救恤の道なきに非らざるべし、又假令其職業を全く放擲して治療に従事せずとも、

若し其の疾患の存するを知り、適當の養生法を教示する、時は、其職業を執りつゝ、且つ加療し得べし、之れ早期診断より來る利益に外ならず。
第二の疑問は此の診断所設立は、一般開業醫の不利にあらざるやと云ふことなり、皮想の觀を以てせば患者は無償診断所に集まるの結果、開業醫の門前には人跡を絶つが如く思ふべけれど、實は其正反對となるべし、何となれば診断所に於ては、唯だ診断するのみにして治療せざるが故に、却つて其治療を開業醫等に紹介することとなればなり、且つ獨り結核患者のみならず、診断所に於ては偶々他の疾患をも發見して、其加療すべきを教ふるを以て、益々患者の數増加し開業醫は愈々門前賑ふべし、開業醫に不利云々の如きは畢竟杞憂に過ぎじ。
以上陳述せる理由により、余は結核診断所は其治療上必要のみならず、結核

の豫防上に甚だ緊要にして、而かも其實行は必らずしも困難にあらざるべきを信じ、敢て此議を茲に提出して世に訴へたる所以なり云々。

第十九章 結核投薬所

前章に於て吾等は結核病者たることを知るの必要と、之れを知るべき方法とを論述したれば、今や其結核病者若くは其疑ある者に對しては、如何に處置すべきかを論ずる場合に立ち至つた。
一般に謂へば結核病者その他の病者と、處置の上にて特別に差異あるべき筈はなけれども、其の豫防上の意義及病性より謂へば、處置の上にて其れ異なる注意を要するのである、而して此の注意の詳細を述べらるは、本論の主意でないから、吾等は其の要領を説くに止めやうと思ふ。

之れを總括して謂へば結核患者の治療は、其の病勢と患者の經濟上及社會上の狀況とにより、外來療養、自宅療養、病院療養の三者に大別し得るのであるから、吾等は以上三者に就て主として豫防上より述べやう。

結核病の傳播を阻絶する點より觀ても、又た結核病の治療と云ふ點より觀ても、結核患者は之れを特別の療養所へ收容すると云ふのが、最も適當なる最も緊要なる方法である、併しながら現下の社會的事情は、未だ之れを充分に實行し得るの域に達して居らぬ、其處で止むを得ず外來療養とか自宅療養とか云ふことが行はるゝのである、否な現下の社會的事情は、此の外來療養、自宅療養すら、一部分の社會即ち貧民窮民には全く行はれぬ位の次第である、換言すれば其病めるを知らず、若くは病めるを知るも、貧民窮民は業務を外にし、醫に至りて藥師を求むることが出来ぬのである、其日の業務を執らざれば、其日

の糧を得ることが出来ぬものが、如何にして其業を休みて醫に藥師の料を仕拂ひ得べきぞ、思へば可憐の次第である、然れども人力を用ふれば一定度までは、此の社會の不健康は治療し得べきものではなからうか、現今歐洲に於ける穩和なる社會主義者は、即ち此の目的に向つて働きたつゝあるのであらう、殊に貧民及窮民が一朝病める際に、其健康を恢復せしむべき方法を執らしむると云ふことは、此等社會主義者が第一に働くべき點となつて居るのである。

却説結核病者外來療養に關しては、豫防上如何なる注意を要すべきものであるか、目下佛國、ベルギー國等に専ら行はるゝ結核投薬所の狀況を説くが、最も其要領を得る様に思はるゝ。

佛蘭西、白耳義等は勿論獨逸國に於ける結核療養所制を實行したのである、併し獨逸國の結核療養所制は屢々述べたる如く、疾病金庫制度から割り出され

たるもので、其の制度のある爲めに段々廣く右療養所制は行はるゝのであるが、此の金庫制の無い佛白等の國々には、容易に行はれ得ぬ、其處で比較的資金を要せずに、結核豫防の目的を達し得らるゝ方法として、結核投薬所が出来たのである、斯くの如くして今日に於ては、各地の結核豫防協會は競ふて此の投薬所を設けつゝある。

今試みにリールに設けられた投薬所の模様を記すれば、家屋は平家建て一個の大なる待合室と事務室、即ち患者の取扱患者の社会的關係を調ぶる事務員室二個、診察室、暗室及び検査室とより成つて居る、而して各室共に容易に掃除、消毒の出来る様に装置されて居る、又此の建物の後方には附屬建物として、投薬所に來たる貧窮人の衣服襦袢等を消毒すべき消毒所があるが、總て此等の建物、器物、器械、電燈、洗濯装置等を合して、三萬フラン以内の費用

で出來たとのことである、次に此の投薬所に於ける職員は所長一人と八人の診察醫があつて、毎日午前九時より十一時まで患者を診察する、而して結核患者でない他の患者は他の病院或は慈惠院へ送り、結核の疑あるものは引き續き診察すると云ふので、此邊までは日本の業開醫若しくは病院等に於ける外來診察と何等異なる所はないが、之れより以上が寧ろ此の投薬所の特長であらう、即ち結核病者であると云ふことを確診すれば、投薬所は直ちに所謂「審査公吏」と云ふものに通知する、審査公吏は此の通知によつて患者の居室に往つて、患者の生活の状態、勞働の實狀、家族の模様、殊に其の住宅の衛生的實況を審査して投薬所に報告する、投薬所は此の實況によつて患者を治療し、患者に豫防の法を授けるのである、又單に之れは教示を與ふる許りではない、審査公吏は患者が果して其の教示に従つて所行して居るや否やを監督する、併し又單に監督

すると云ふ許りでない、投薬所は労働者需用者即ち工場主其他と直接に交渉して、或は患者の職業を變更せしめ、若しくは工場主をして患者を救助せしめ、住居の状態を改良せしむる等の事の世話を焼くので、斯くの如き手段を盡しても、尙ほ適當の療養を得ざるものには、投薬所は藥餌其他の滋養品を供給してやる、又た總て消毒及洗濯は投薬所で無償で行ふのである。

實際貧窮者及知識低きものに對して、結核豫防の爲めに投薬所を設くるならば、此邊の處までやらねば其の効力は少ないのである、彼の普通の外來診查所を見れば、單に診斷(?)して投薬する許りで、其の養生法を説き聞かせざるものもある、縦令養生法を説くも良き空氣を呼吸せよ、滋養物を食せよ等千篇一律如何なる患者にも、版を押したるが如き説明をするものがあるが、是れが相當の資産あり相當の知識ある患者に對してならば、此の不親切なる説明も、多少の

益となるであらう、併し其日暮しの労働者に此般のことを漠然と説いたとして、何等の効はないのである、其處でドウしても貧民は貧民なりに、出來得る程度爲し得る範圍に於て、其の療法と豫防の法とを指示せねばならぬ、此の方針を以て實行し居るのが、即ち前述した投薬所である。

斯くの如きは到底職業として、若しくは營利の爲めに行ふ開業醫には望むべからず、又た望み得ざるものであるから、結局這般の投薬所は公費若しくは慈善團體の仕事とせねばならぬのである、此の目的で獨逸國にも段々婦人協會が活動し初めた、例へば伯林シヤロツテンブルヒ、ライプチヒ、ホーゼン、ハルレ、バルメン等の婦人協會は、市町村役場と共働して患者の住宅に注意し、患者の住宅器物の消毒、若しくは必要なる場合には患者家族の救助等に注意すると云ふことである。

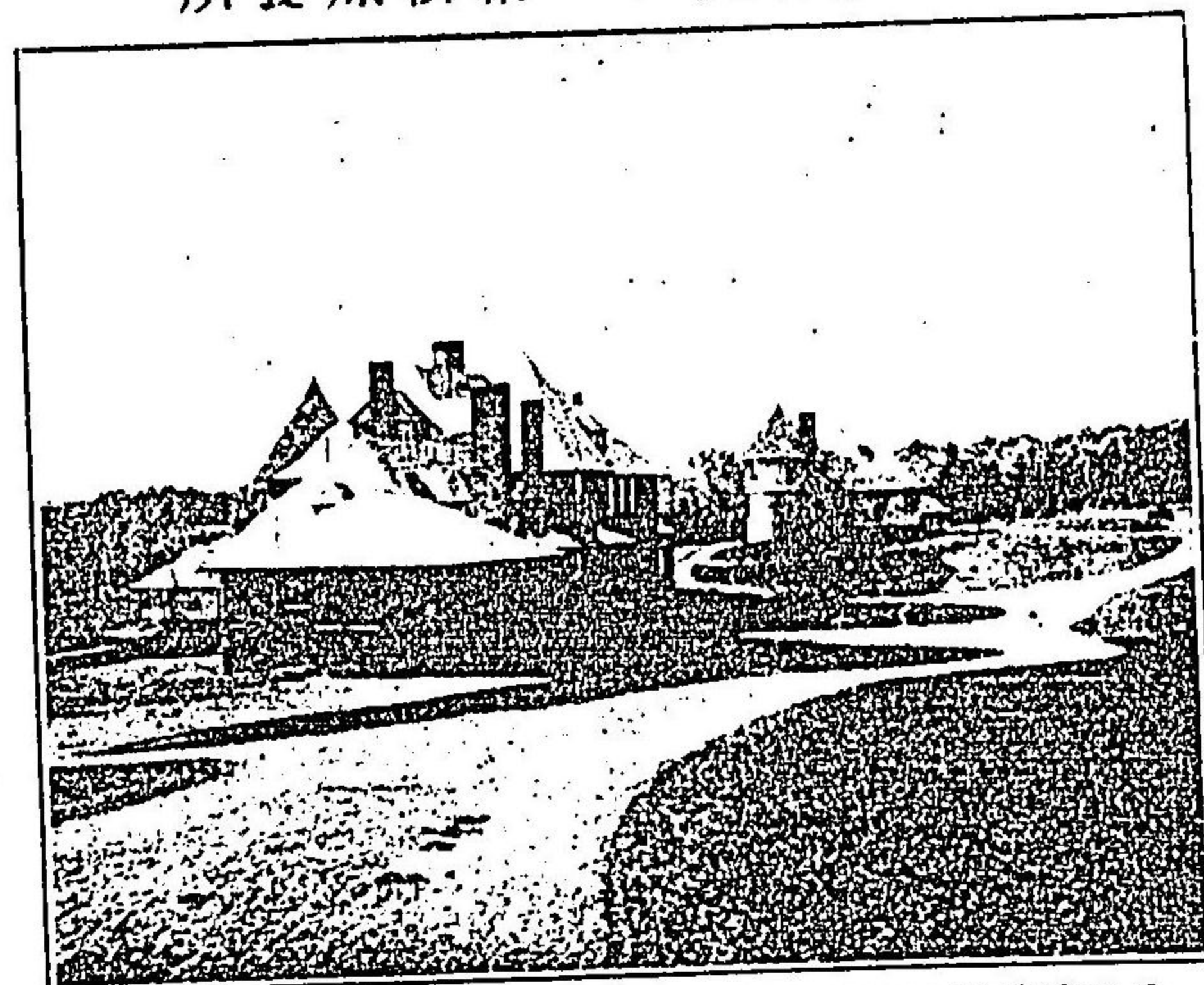
之れを要するに結核患者に對しては、公私慈善團體が特別の注意を拂ふて、其の病毒を際限なく蔓延せしめざる様にすることが、先づ結核豫防の根本であることは毫も疑ふべからざることに信ずる。

第二十章 自宅に於ける療養

結核患者の大多數は自宅で療養して居る勿論一時轉地療養をする者もあらう、或は病院へ入ると云ふこともあらう、けれども、少しく良くなるに付け或は悪しくなるに付け、戀しき慕はしき自宅へ歸つて來る、又大多數は經濟上の關係より、轉地或は入院療養を許さない爲め、自宅で療養すると云ふことになる、然るに自宅療養と云ふことは、結核傳染の上に随分と危険が伴ふて居る、但し其の危険の程度は患者の生活状態によりて、勿論異なつて居る、若し患者の

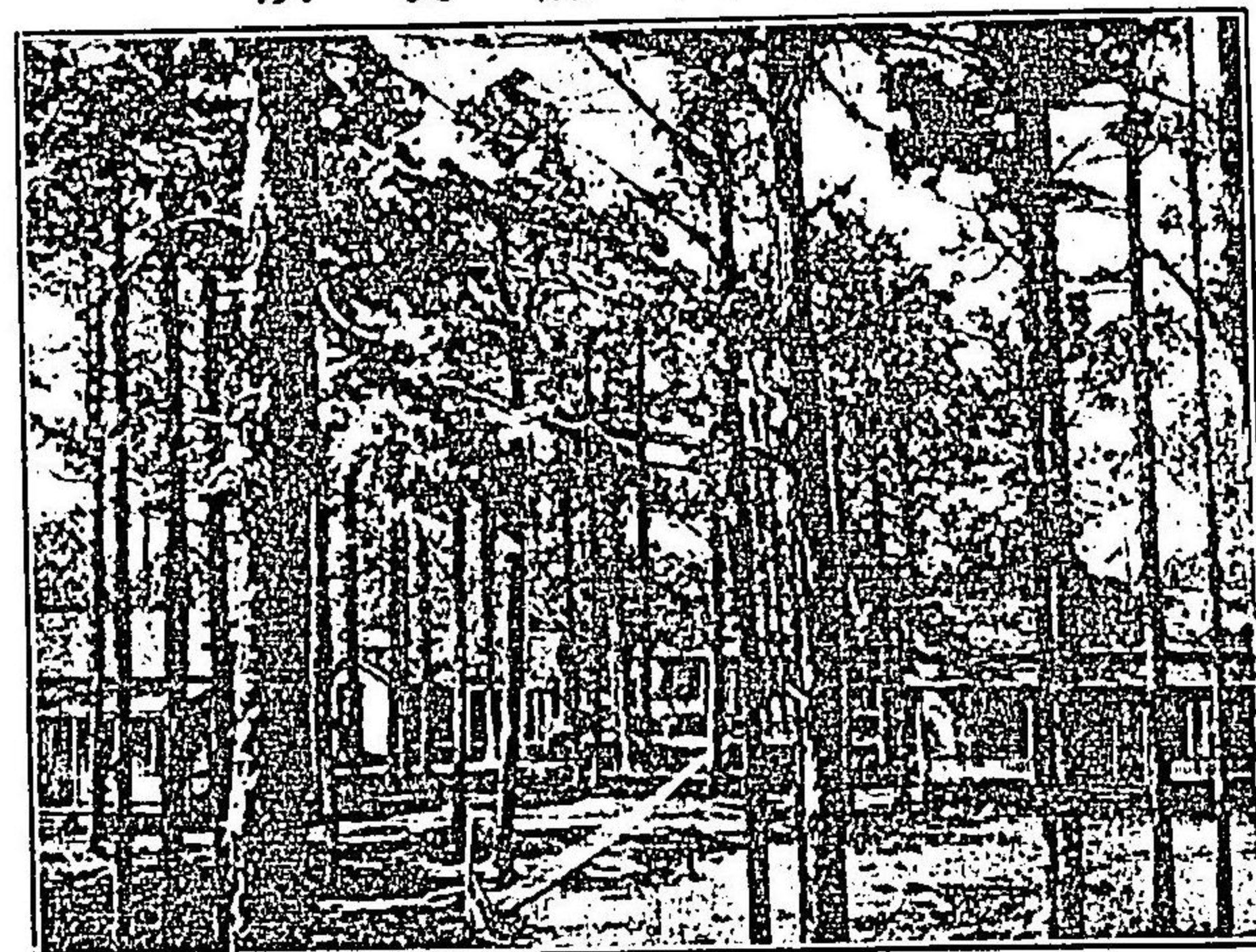
爲めに特別の室を備へ知識ある看護人あり、又大患者自から注意して清潔を保つ持するならば、傳染の危険は殆んど全然避け得らる、けれども、若し多くの場合に見る如く患者の室は同時に家族の室で、看護も不行届に患者の咯痰も相當に所置されず、又た夜具の如きも不注意に他の家族と混用さるゝと云ふことであるなれば、危険は甚はだ大である、此點が實に個人に對して結核豫防の教示の最も必要なる處である、去れど又其の教示を實行し得ざる生活状態のものが、決して少なくない、斯くの如きものに對しては、公共或は慈善團體が實施者とならねばならぬ次第となる、我邦に於てはなかくに遠き、將來に於てのみ、或は實行し得るものであらうが、獨逸國ハルレー市では市の貧民救助部が、慈善團體と共同して、其の仕事をして居ると云ふことである、例へば床がない爲めに患者の床に他の健康なる家族が寝るとか、飲食器具を混用する

北米紐育州の一核療養所



此の療養所は海抜二千二百尺の高地に在りて、八千八百九十一年に開設し、六十一年に改修せられたる患者の人数は十八に達する

別荘風療養所



圖は米國に於ける療養所一處に附する別荘風の野に於て、多日は中日は患者の多数を収容するに能はる

自宅に於ける療養

とか云ふものには、患者用として殊に床や飲食器具を給與し、又た必要なる場合には特別の健康なる室に移し、時々「ホルマリン」消毒を無償にて行ふと云ふ様なことまでも、世話して居ると云ふことである、前章に述べたる結核投薬所に於て、患者或は其の家族に教示し、若しくは特別の看護婦を患者の宅に派出して、其の生活状態を調べると云ふのも、全く其の自宅に在りて成り丈に合理的に生活し、且つ病毒を家族に傳染せしめぬ様に指示するに過ぎぬのである。

これを要するに自宅療養に於ても、光線と空氣とに注意し、今日の所謂衛生食餌的療法原則に従へば、治療の目的も達せらるゝのであるから、結核豫防の上より云はば、周囲に對する危険を避ける様にすることが緊要である、而るに自宅療養に於て充分なる注意を以て、周囲に危険を及ぼさざる様にすると云ふ

ことは、實際に於ては随分と困難であり、又た一方患者の治療の側より云ふも患者は家族内に於ける日々の出来事を見聞せねばならぬから、自然不利益の影響を受けることとなる、故に何れの點より云ふも、患者を隔離すると云ふことは緊要のこととなる、而して其の隔離中先づ第一は、

第二十一章 病院療養

である、病院に於ては相當の設備があつて、其の危険なる排泄物は消毒せられ又た日々治療上豫防上の教示を受くるが故に、家族に對する傳染の危険がなくなる許りでなく、療病上に極めて有益である、殊に患者が時々咯血を起すととか熱があるとか食欲不振が長く續くと云ふ様な場合には、殊に病院に於て療養することが必要であつて、自宅に於ては其の治療は極めて困難である、此

等の事は獨り結核病許りでない、其處で近來一般に病院療養と云ふことが、段
段行はれて來たと云ふことは、誠に喜ぶべき現象である。

次に病院に於ては結核患者を收容するには、夫れ／＼の設備を要することゝな
る、我が結核豫防に關する規則によれば、結核患者は他の病者と混在するを許
さず、又た病室は患者を改むる毎に消毒し、結核患者の使用したる寢具等は消
毒すべき等である、是れは果して能く實行されて居るや否や疑問であるが、兎
に角病院は夫れ丈の義務を負はされて居るのであるから、其の設備は出來て
居るものと認めねばならぬ、患者自からは今日の衛生食餌的療法に適せざる塵
埃や不潔なる空氣を以て圍繞されて居る市内の病院や、或は上陳の設備のない
病院には入らない様にせねばならぬ、其所で近時は殊に結核患者のみを收容す
る結核患者療養所なるものが、盛んに行はるゝ様になつた、我等は次に該療養

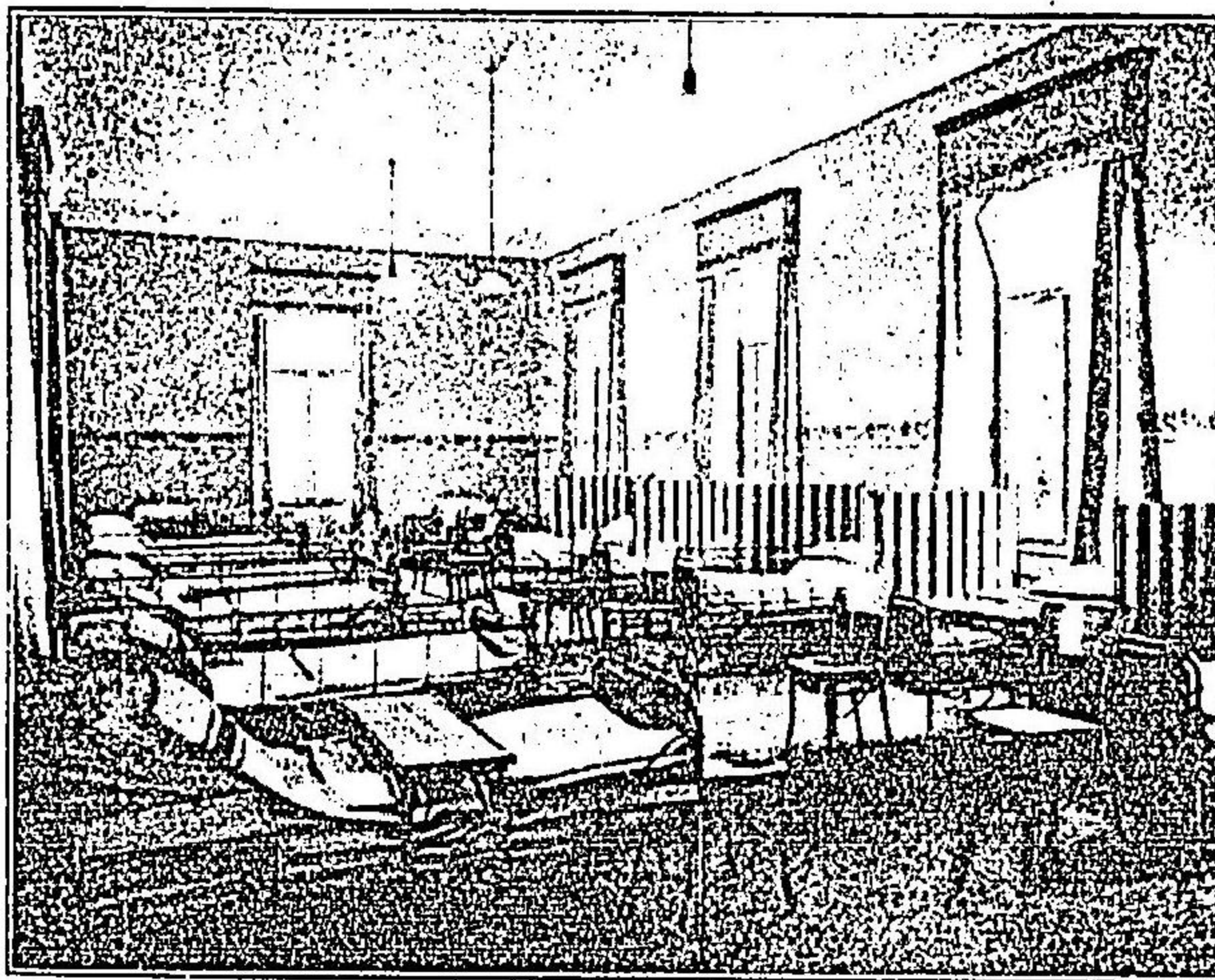
所に就て、少しく委細に説明して、患者及醫家の參考に資せんと思ふ。

第二十二章 結核療養所

結核患者のみを收容治療する所謂「ザナトリウム」なるものの發達したのは、極
めて近年の事で今より五十年程前に有名なる獨逸のブレイメル氏がゲルベルス
ドルフに此の「ザナトリウム」を設けて、結核患者を治療し其の成績によつて、
同氏は結核患者と云ふものは、若し適當の氣候的關係の下に良好なる生活を營
ましめたならば、治癒するものであると云ふことを唱道した、併し當時は結核
は死病である治癒せぬものであると、醫師も素人も信じて居つたのであるから
ブレイメル氏の謂ふことは全く虚偽である、彼れは山師であると、非常なる攻
撃を受けたのである、併しながら事實は矢張り眞理であるからブレイメルの治

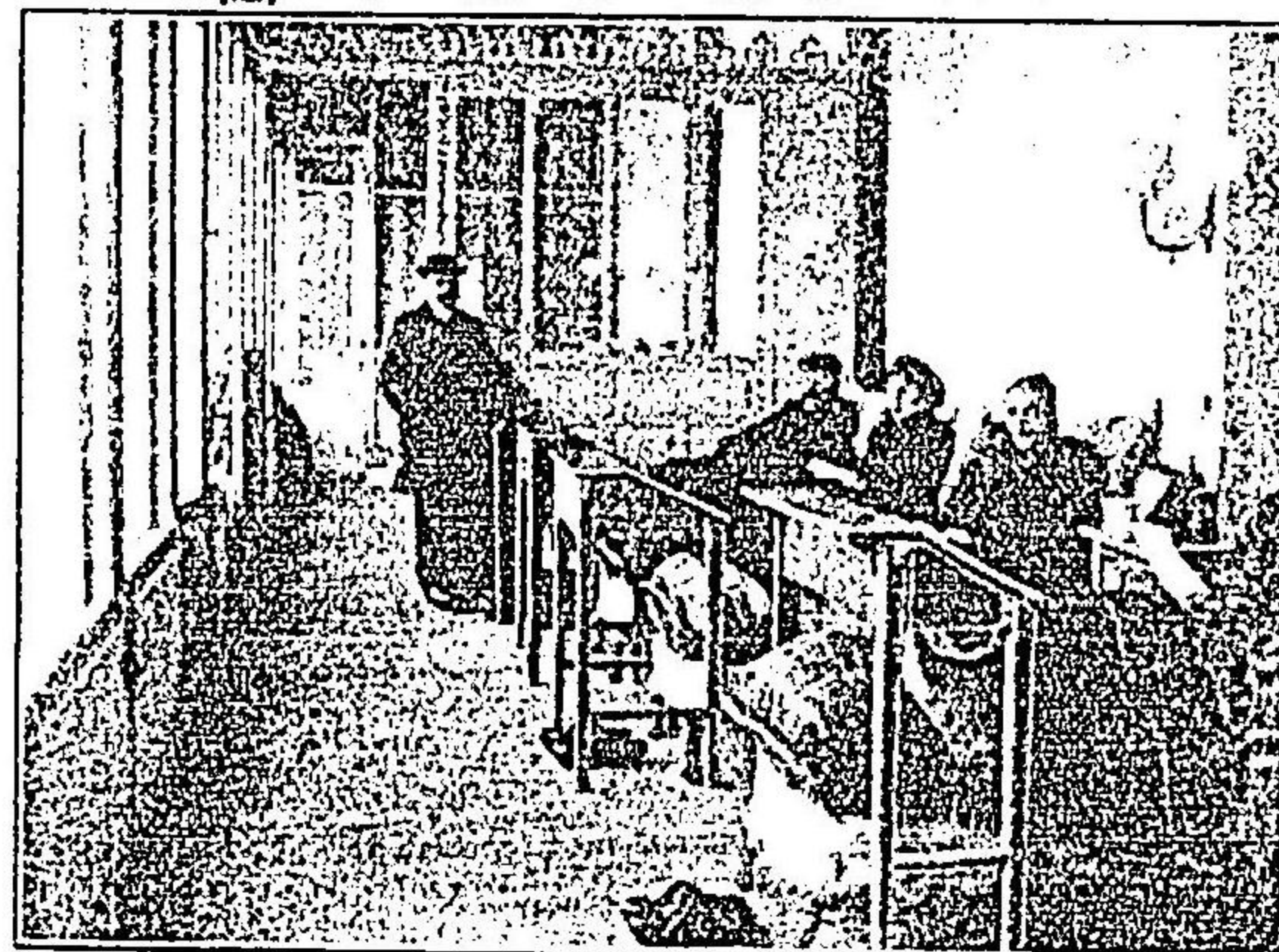
療法を行ふものが段々増加して来たのである、殊にブレイメルの高弟デットワ
 イレル氏は師の衣鉢を受けて、種々改良工夫して今日の所謂衛生食餌的療法な
 るものを大成せしめた、又た他方に於て獨逸の有名なる内科學者のライデン、
 シレットル、チームセン、ゲルハルト、フレンケルと云ふ様な第一流の臨床家
 が、ブレイメルの衛生食餌的療法の有効なることを認めたまのだから、遂に今
 日の如き「ザナトリウム」療法の隆盛を來たした譯である。
 初めブレイメル氏は一定の山地には一人の結核患者もない所がある、彼様な所
 に丁度「ザナトリウム」を建て、結核患者を治療すれば、治癒するのであらう
 と考へたのであるが、是れは寧ろ正當の解釋でなくて、所謂衛生食餌的療法が
 有効なのであると云ふことが分つた、而して其の衛生食餌的療法とは、如何な
 るものであるかならば、之れは主として四箇條より成つて居るのである、第一

圖の室寢所養療童兒核結



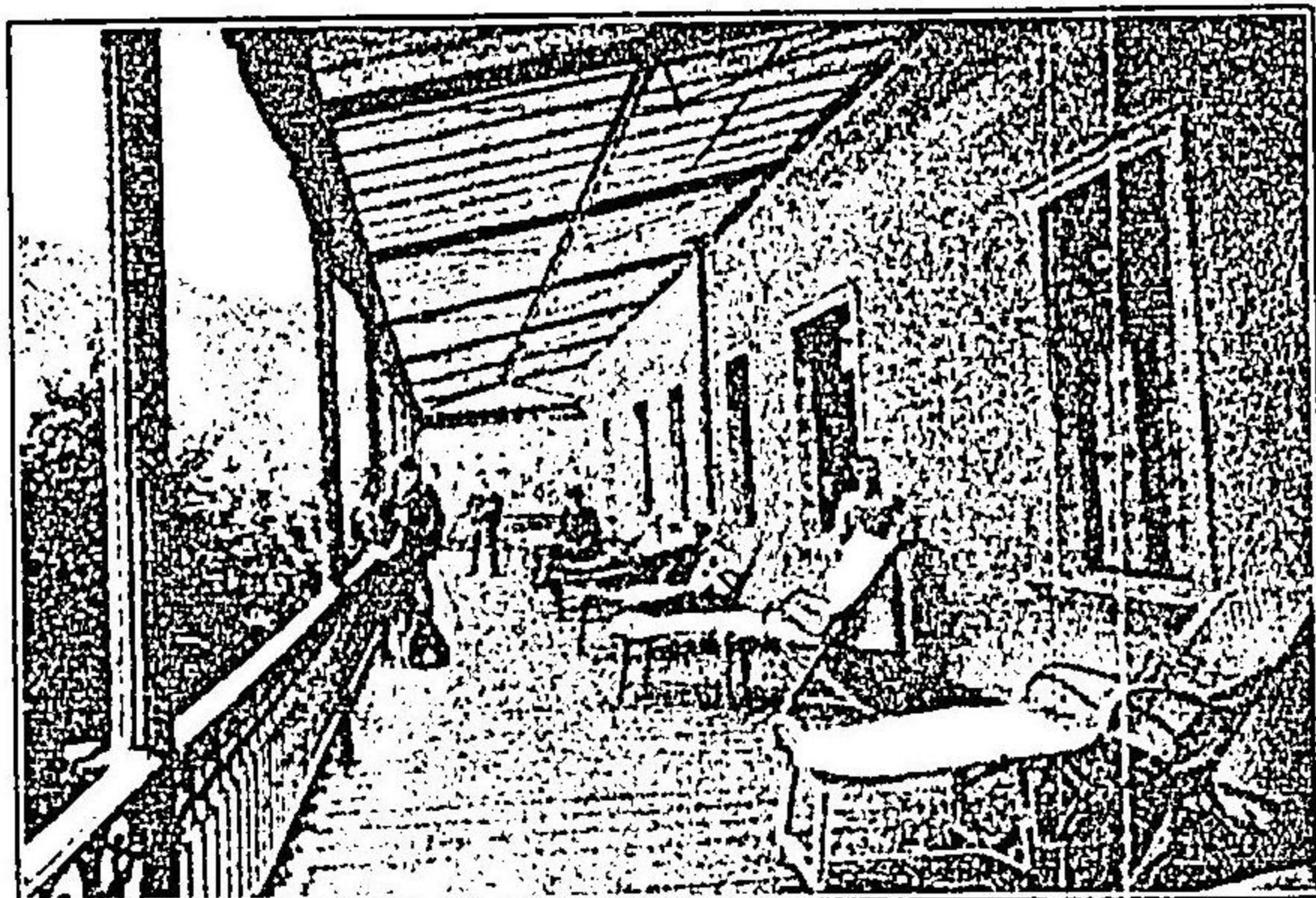
リセ示なるせ列並の室寢の童兒核結は圖

圖の室臥横所養療



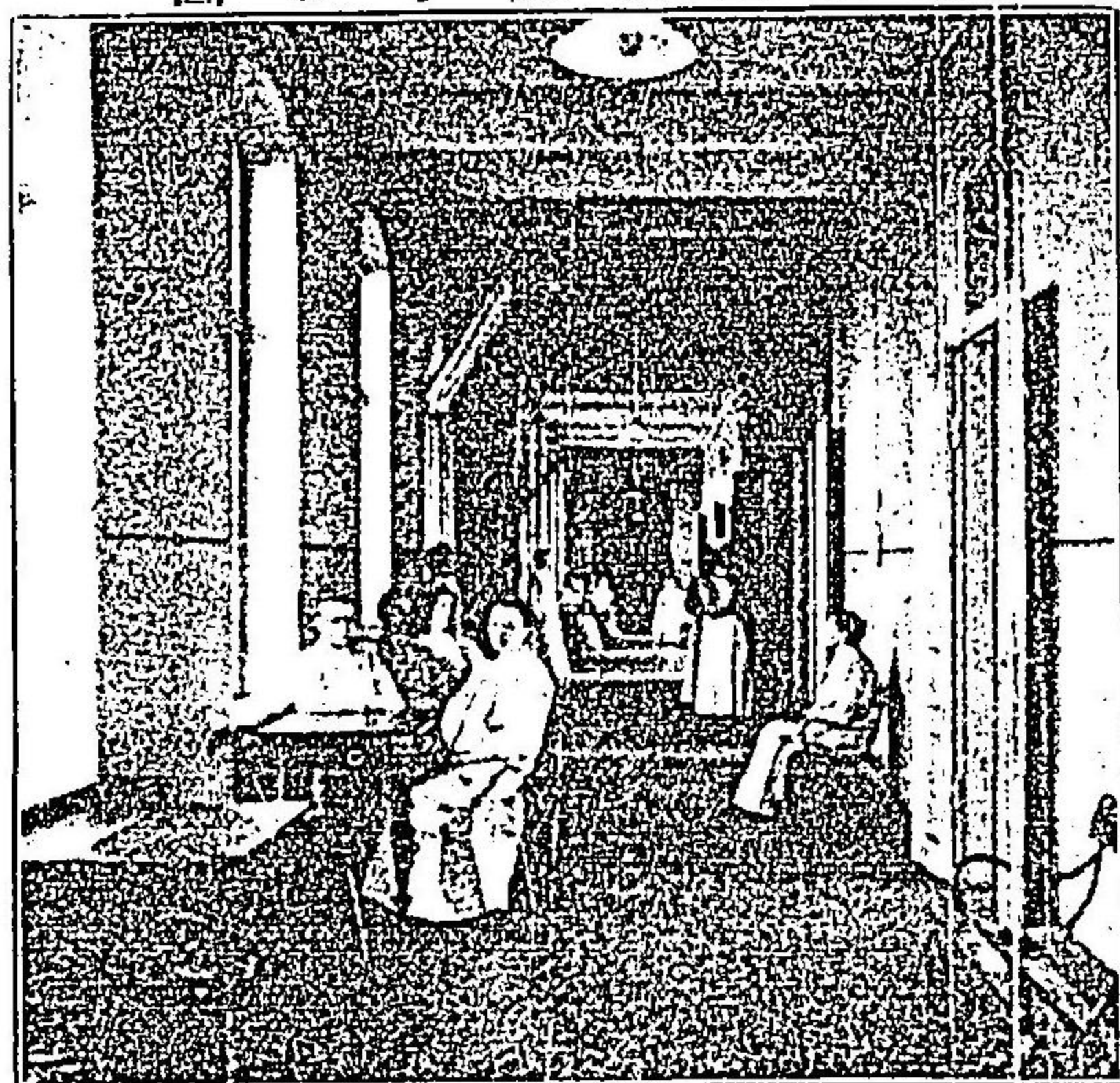
にめ爲の川書讀者患てしに室臥横の所養療一國西蘭佛
 リたへ備を机るな利便に特

圖の室臥横所養療



てしに室臥横の所養療一なる名有るけに國邊獨は圖
 す浴にと光日と氣空るな鮮新てし臥横に子椅膝は表患

圖の下廊院病核結



を下廊の院病一るす容収をみの者患核結國利太澳は圖
 リなのもるたし示

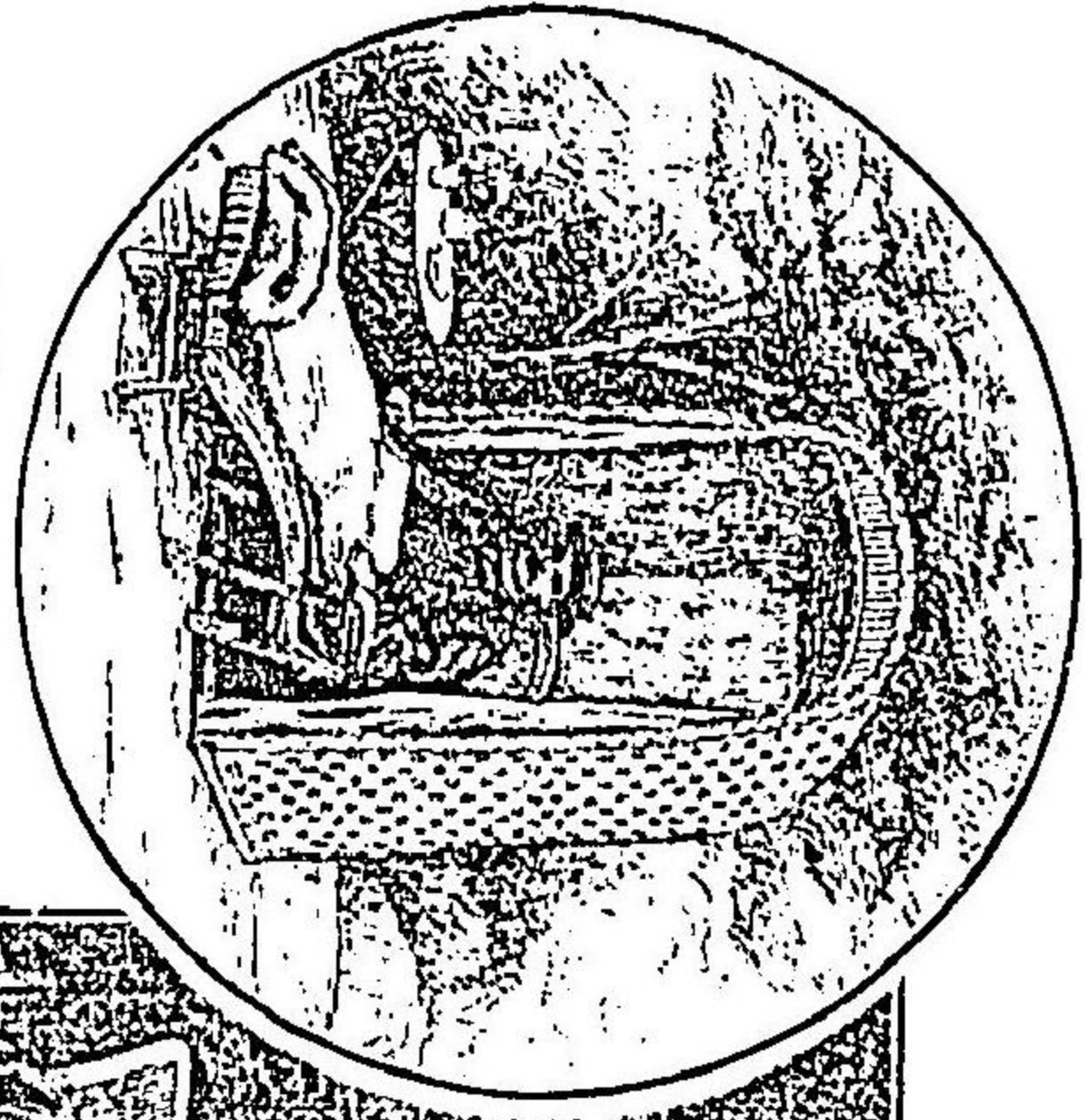
新鮮にして汚れて居らぬ空氣を充分に呼吸すること、第二患者の病狀に適應する充分なる營養を攝ること、第三系統的なる皮膚の手當、第四衛生的合理的に生活する様教育することである、尙ほ以上の四箇條に就て精述するならば、新鮮なる空氣を充分に呼吸するには、云ふまでもなく空氣の新鮮なる所であらねばならぬ、是れ「ザナトリウム」が海岸とか山地とか、若しくは人家の稠密ならざる所に建設さるゝ譯である、従つて今日に於て尙ほ人家稠密なる市街の中央に結核患者を收容する病院の存するは、甚だ解すべからざる次第と云はねばならぬ、却説新鮮なる空氣を呼吸するには、何れの處に於ても夫れ〳〵の注意を要するので、海岸であつても室を閉ぢて居つては、不斷不潔なる空氣の中にある譯であるから、何の役にも立たぬ、又た海岸であつても其室が丁度人馬の往來する道路に面して居つて、其塵埃が不斷室内に入つて來るとか、或は庖厨

よりの烟や悪臭が不斷立ち上つて來るとか云ふ様な次第では、新鮮なる空氣を呼吸することは出來ないのである、従つて其位置を選むと云ふことは必要である、是れは別に述べることにして、兎に角新鮮の空氣を呼吸する爲めには、室内に在る時は窓障子を充分に開け放して置くとか、又た風が直接に強く吹き入る時は、衝立を用ゐて之れを避ける様にし、夜分に於ても是非窓の一部を開けて置いて、空氣の交換を計ることが必要である、若し直接に風が吹き入るならば隣の室の窓を開けて置くと云ふ様にすれば尙ほ結構である、室内にあらざる時は風を防ぎ、又た日光が直射しない所を散歩し、或は横臥室に横臥するとか、四六時中出來得る限り、新鮮なる外氣を呼吸する様にするのである、横臥室と云ふのは通例奥行九尺位の掘立て小屋の様のもので、普通南向になつて居つて南の方は全く開け放し、北側の方は全く板張りになつて居り、其上に屋根があ

國の法療氣空



結核療養所に於て患者が森林中に空氣療法を行ふの圖なり



上圖は自宅に於て患者が空氣療法を行ふの圖にして窓は風及直接の日光を防ぐ爲なり

るも床はない、茲へツラリと「ベッド」を列べて置くと、患者は其「ベッド」の上
 上に横臥するので、ツマリ北側と屋根とある許りで、殆んど野天と同じく新鮮
 なる空気を呼吸することが出来るのである、患者は毎日午前と午後と嚴重に一
 定時間は茲に横臥するので、場合によりては冬の嚴寒の季節でも、夜分の十時
 頃まで茲に横臥せしむることがある、此くの如き際は勿論充分に毛布や毛皮で、
 全身は勿論頭部迄包み、只だ顔丈け出して置き、時々温かき牛乳を飲しむと云ふ
 様にして居る、斯くの如きは唯だ新鮮なる外気を呼吸せしむると云ふので、此
 れをすると引き續いてあつた熱も消散するとか、食欲がなかつたものが出て來
 るとか、不思議な程効果がある。
 次に食物のことであるが、結核病は一名癆症とも云ふ通り、此の病氣に罹ると
 身體は段々羸瘦憔悴して來るものであることは、一般に人の知つて居る通りで

ある、斯く體が瘦せ衰へて來れば病氣は愈よ盛んになつて來るから、此の瘦せることに戦ふと云ふことは、治療上最も必要である、而して其の瘦せたものを肥らせるには、是非とも食物を充分に攝らせねばならぬ、即ち結核病の爲めに來たる異常なる體成分の消耗を補ふばかりでなく、其上肥らせると云ふのであるから、平常の營養では間に合はない、必らずや異常の營養を要する次第であらう、以上の理由で結核療養所では、下等室に在るものであるから是れ丈の賄である、食物は是れ／＼しか給與することは出來ぬなどと云ふことは許さない、貧乏人だから金持だからと云ふて、其の營養價に差別を立てると云ふことを許さない譯である、即ち此の場合には食物は藥劑と同じ意義を有して居るのであるからである、却説成り丈け多量の食物を攝らせるには、第一甘いものでなければならぬ、又た甘い物でも長く続けば飽きるから、澤山食することが

出來ぬ、従つて是非食物の調理法を變更する必要も出て來る、眞に贅澤の様であるが、充分なる營養を攝らしむると云ふ以上には、是非なき次第なのである、斯くすると殊に貧乏人で今迄肉や牛乳などを充分攝ることが出來なかつた者などは、ドシ／＼と體量が増して來て丸で見違へる程になり、従つて病氣も非常に良くなると云ふ場合が多い。

第三に結核療養所で注意すべきは皮膚の手當である、此の手當と云ふことは第一皮膚の強練であつて、これによつて體の新陳代謝を旺盛ならしめ、容易く汗をかくとか盗汗をかくとか云ふことを除き去り、殊に又た寒胃に罹ることを防ぐのである、結核患者が寒胃にかゝると容易に癒らないで、病氣を進めると云ふ傾きになるから、患者は風を引くまい／＼として、自然厚着もする寒氣にも觸れない様にして、愈よ皮膚を弱くする程に愈よ寒胃に罹り易くなるのである

から、療養所では此豫防として、且つ前述する如く體の新陳代謝を盛んならしむる爲めに、皮膚の強練法を行ふのである、此の強練法には色々あり病狀によつて同一でない、或は濕布で體を巻くこともあり、或は濕布で摩擦したり乾いたる布で摩擦したり、或は冷水浴或は温浴或は灌水法を用ふ等熟練なる醫が、其患者の體質と病狀とによつて適當なる方法を用ふるので、決して一概に何れの法が良いと云ふことは出来ぬ。

第四には患者の教育である、既に述べたる如く結核病は衛生食餌的療法の合理的應用によつて治癒するものであるから、患者を教育して合理的に生活せしめねばならぬ、殊に患者は全く治癒する迄療養所に在ることは稀れで、比較的治癒に至れば退所するものであるから、退所後に於て醫の監督を離れても、合理的に生活すると云ふことが必要である、此事は結核豫防の上に緊要であつて

患者が充分に良く教育されて居れば、家族に病毒を傳染せしむるなど云ふ危険は、殆んど避け得らるゝこととなるのである。

尙ほ近時歐洲の結核療養所では「ツベルクリン」療法を行ふ様になつた、「ツベルクリン」は千八百九十年に古弗氏が伯林に開會した萬國醫學會で報告して、一時世界を震動せしめたものであるが、當時世の中の人々は此の「ツベルクリン」を使用すれば、如何なる結核病も癒る様に了解したのである、然るに半年を出でずして「ツベルクリン」は效力がない、而かのみならず甚だ有害であると云ふ様な説が出て、初めに非常に歓迎された代りに、反對の攻撃と云ふものは又た非常なものであつた、夫れで其後十年計りは全く多くの人より顧りみられなかつた、併し其間不斷研究して居つた人々もある、例へば古弗、ゲッチ、ルムプ、ペトロスキー、ワイケル、メルレル、バンデリール、ツルバン、我國の北里博

士の如きは夫れである、其の結果「ツベルクリン」は甚はだ有効であつて、殊に上陳したる衛生食餌的療法と兼用する時は、其の治癒の時間を非常に短縮し得ると云ふことを闡明したのである、彼のツルバンの如きはシワイツのダボスに有名なる「ザナトリウム」を設けて置く人で、其の成績と云ふものは甚はだ良好である、又たメルレルは伯林、ブランデンブルグに於ける數ヶ所の結核療養所に於て、行ふた所の「ツベルクリン」療法の成績を兩三年前に報告して居るが、其の治癒の割合及び治癒年月は、單純の衛生食餌的療法よりも非常に良好である、斯くの如き次第であるので、今日獨逸に於ける各結核療養所では、一般に「ツベルクリン」を使用する様になつたのである。

我等は尙ほ茲に注意して置うと思ふことがある、衛生食餌的療法は結核治療の良法であるが、如何なる結核患者でも之れによつて救ふことが出来ると云ふの

てなり、既に病機が一定程度迄進んだものは、亦た如何ともすることが出来ぬ、「ツベルクリン」も同じくさうである、然るを以前には如何なる患者でも「ツベルクリン」を以て、治癒し得べしと誤解し、之れを使用して治癒せざりし時に「ツベルクリン」は無効なりと叫んだのであらう、去れば衛生食餌的療法に於ても「ツベルクリン」と同一の評判を取らしめぬ様にしたと思ふのである、夫れは實布埜里亞血清の如きも或る一定程度迄は、能く百發百中に救ふことが出来るが、既に一定程度迄進んだ實布埜里亞を救ふことは出来ぬのである、又た「キニーン」の「マリア」に於る、水銀劑沃度劑の梅毒に於る、何れも特效劑と認められて居るものであるが、既に惡疫質に陥つて居る「マリア」、梅毒に對しては、何ともすることが出来ぬではないか、「ツベルクリン」衛生食餌的療法も亦た然りである。

第二十三章 療養所の位置及設備

前述する如く療養所に於ては、空氣療法を行ふの必要があるから、風の餘り甚しく吹く所ではならぬ、殊に北風と西風は宜しくない、故に療養所は成る丈け西と北との塞がつて居る所がよろしい、若し北西の方には此風を遮る丈けの高さの山があり、而かも其の東南の二方は開いて海に面すると云ふ様な場所があるならば、最も適當した所である、或は西北に山がなくとも西北風を遮るべき森林があれば餘程よろしい、一般に云へば我が東海道及山陽道の一部の海岸は、大概此の要約に合して居る、併し其の土地が人家稠密であれば、自然一般の空氣も汚染せられ塵埃も多くあるから不適當である、鎌倉などは三方は山から圍まれ、一方海に面して居るから、位置の上からは良好であるが、今日の

處では餘りに多く人家が出来て、殆んど市街地の狀を呈して居る、従つて療養所などには最早不適當ではなからうかと思はれる。療養所は充分日光を受くる所であることが必要である、殊に朝から日光を受け得る様にしたい、従つて餘りに深い森林はよろしくない、殊に雑木の林である、土地は濕潤で且つ冬になると落葉して蕭條寂寥の感を起さしむる故に、森林は松杉のものがよろしい、且つ松や杉からは一種の「アロマ」氣を蒸發し四季綠を呈して居るから、患者が其内を散歩するには最も適當して居る。療養所は多少交通の便を考へねばならぬ、即ち鐵道の停車場より三里も五里も離れて居つては不便である、又た種々の物資を供給すべき市街に餘り離れて居つても、不便であるから是れも考慮せねばならぬ。次に療養所の敷地は成り丈け廣いのがよろしい、出來得る丈け患者の散歩場所

は、療養所の構内に止めて置き度いのである、患者を構外に散歩せしむるのが、
病毒を散漫せしむるからと云ふのでない、構外は種々誘惑物があるからである、
獨逸伯林の近傍のグラボーゼーと云ふ湖水の邊にある赤十字社の療養所では、
其門の入口に構内に於て喫煙を禁ずと掲げてある、之れは火事の心配からでも
ない、空気を悪くするからと云ふ譯でもない、誰だ療養所内の患者には何れ
も喫煙を禁じてある故に、若し外から来た見舞人なり、他の訪問者なりが喫煙
して見せると、直ちに患者が喫煙したくなり、或は隠れて喫煙すると云ふ様に
なるから、之を豫防する爲めだと云ふことである、従つて療養所の醫者も事務
員使丁も少しも烟草を用ひないことになつて居る、又た該療養所の入口の所に
茶屋がある、去れど茲にはあの獨逸の有名人「ビール」を賣つて居らないで唯
だ牛乳を賣つて居る、是れも患者が飲酒の習慣を禁じられて居るが、若し「ビ

ール」を茲で販賣して居るとか、或は人の「ビール」を飲むのを見ると、其欲が
直ちに起り来るからである、以上の様な譯で療養所は茲に別世界を爲し、嬉々
として患者が一意専心治療する様に成る丈け外圍の誘惑刺激を少なくせしむる
の要があるのである。
尙ほ序でに療養所は決して其の周圍に危険を及ぼすものでないことと云ふことを一
言しやう、勿論設備もなく取締りもなき所では甚はだ危険であるが、苟くも療養
所として監督のある處に於ては、危険はない、獨逸のグレイベルドルフの療養
所は千八百五十九年にグレイベルに依りて設立されたものであるが、同地に於
ける結核死亡数は次の通りである。

結核死亡數

一七九〇—一七九九

備設及置位の所養療

一八〇〇—一八〇九
 一八一〇—一八一九
 一八二〇—一八二九
 一八三〇—一八三九
 一八四〇—一八四九
 一八五〇—一八五九
 一八六〇—一八六九
 一八七〇—一八七九
 一八八〇—一八八九

五 五 四 七 六 八 九 九 五

即ち設立當時より人口は二倍以上になつて居るけれども、結核死亡数は寧ろ少なくなつて居る、又たブレームルの高弟のデットワイルルが千八百八十年にアルケンスタインに療養所を建てたが、其の建設前後の同地に於る結核死亡の割合を見るに次の通りである。

核結肺育教會社

療養所開設前結核死亡比例

死亡百人中結核死亡者

一八五六—一八五八
 一八五九—一八六一
 一八六二—一八六四
 一八六五—一八六七
 一八六八—一八七〇
 一八七一—一八七三
 一八七四—一八七六
 一八八〇—一八八一
 一八八三—一八八五
 一八八六—一八八八

一七、二
 七、七
 二二、六
 一四、〇
 一六、七
 二一、〇
 三三、〇
 一四、六
 六、〇
 五、〇

療養所開設後結核死亡比例

一八八九—一八九一
一八九二—一八九四

一三〇
一五七

是れによつても療養所が周囲に危険を興ふるものでないことは明かである。
次に療養所には良い飲料水が必要である、海岸と云ふものは兎角飲料水が悪いから、療養所を設くるには先づ這般の注意を要する、且つ水量も充分でなくてはならぬ、西洋では百人の患者あれば、日に百五十石からの水を要するとしてゐるから、少し大なる療養所では小規模の水道を要するのである。
却説療養所其のものは如何に建設すべきやは、大なる問題で費用と關係するから、今其原則に就て云へば、先づ第一に風向きに注意して建てること、又大なる建物とするより小なる建物を幾つも作るがよろしい、是れは男女の別、又患者の教育程度、職業習慣等によつて區分し得るからである、又療養所の主義

から云へば、病室と云ふものは單に夜の臥床に供する丈けにして、食事其他總て病室以外に於てする様にすることがよろしい、従つて食堂なり交誼室、遊戯室、讀書室と云ふ様なものを別に造ることが必要である、横臥室の如きは殊に嚴格に區別して設くる要がある、其他浴室、洗濯所、消毒所等を設くべきことは云ふまでもない、尙ほ設備すべきものが勿論多いのである、是れは本論の趣旨でないから精しく述べぬ。

第二十四章 療養所に於ける治療成績

療養所に於る治療法としての外氣療法、食餌療法、皮膚の強練法及教育等に關しては、種々の注意を要するもので、此の注意の行き届くと届かざるとは、實に療養所に於る治療成績の良否を來す原因である、去れど今吾等は此注意に就

て述べることは餘りに立ち入ること、思はる、故に、茲には單に最も多數に且つ年多く経験されたる獨逸國の療養所に於ける治療成績を述べて、療養所に關する章を終らうと思ふ。

治療を加へて所謂治療すると云ふことに就ては二様の意味がある、一は解剖的の治療で一は社會的の治療とでも云ふべきものである、解剖的即ち病理解剖的の治療と云ふことは、或は肺に於ける結核病竈の退縮とか、或は癥痕を結ぶとか、或は石灰沈着とかを云ふので此般の治療は無論多くあるが、尙ほ肺に於ける變化は其れ程迄に行かずとも、即ち癥痕等を結ばずとも、空洞其他の病竈が局限して、周圍の健康組織と區別し、其の病竈より結核菌の產生する有毒の物質は血液中に流れ込まぬ故に熱もなく、營養其他一般症狀が佳良に止まる、此の如きは肺に於ける結核機轉が中止したので、即ち社會的治療と云ふて宜しいの

である、其の理由如何となれば斯くの如く病機が中止すれば、體力は恢復し従つて勞働其他の職業力は恢復され、社會の一員として其の業務に就くことが出来るから、社會の上より見れば此は最早病人ではないので、病人として社會の保護を受けずともよろしい者であるからである。

所謂社會的治療を得たるもの、多くは、其の治療を持続する時は、解剖的治療をも得ることが出来るのであるが、社會的事情は多く之れを許さない、例へば獨逸の區立なり州立なりの疾病保険局で結核患者を收容治療するのは、三ヶ月である、此の三ヶ月以内でも、患者が所謂社會的治療を得たならば、退所せしめ再び業務に就かしむることになつて居る、縱令又た此の保険局の療養所に入つたものでなくとも、既に再び業務に就き得べき體力を恢復した者は、退所すると云ふことは社會的經濟事情でもあり、又た人情でもあるから、我等が獨逸

國結核療養所の治療成績を觀察する場合にも、其の心得で觀ねばならぬと思ふ、即ち其の治癒と云ふ内には、勿論多少の解剖的治癒を得たるものもあらうが、大部分は社會的治癒であるだらう、従つて此の社會的治癒したる者が、再び業務に就て居る間に遂に全く解剖的治癒に至るものもあらう、或は引き続き同一状態に在て遂に天壽を全ふするものもあらう、又た幾何もなくして病氣が再發して、再び療養所に入らねばならぬと云ふものもあらうと思ふ。以上の理由であるから此の療養所に於ては、退所後に於る生活法に就て種々教育をして、其の再發を防がんとして居る、又た一方に於ては此の恢復患者をして、解剖的治癒を得せしめんが爲め、若しくは其の恢復状態を持續せしめんが爲めに、獨逸に於ては一種の運動が起つて、今や着々進歩して居る、夫れは外でもない「ケネーツンクスホイセル」及「エルホールンゲスラッテン」即ち恢復所

及休養所とも云ふべきもので、此等は何れも三ヶ月間の療養所治癒を補充し、或は其の治癒の効果を永久且つ大ならしめんとするの目的に外ならぬのである、尙ほ又た數ヶ月の療養所治療をした結果、體力は餘程恢復したが、未だ以前の工場等に於る職業に従事し得る丈けに至つて居らぬものには、屋外殊に田園に於て適當の仕事をして爲さしむると云ふことが必要なので、此等は次に起り来る運動であらうと思はる。却説獨逸の療養所に於る治癒成績は如何と云ふに、千八百九十九年の伯林に於る萬國結核會議に於て、獨逸衛生院が發表した統計報告によると、獨逸療養所に於て外氣療養をした患者にて、再び職業を執り得る様になつたものは、二千九百九十九人で七十二%である、又た千八百九十七年乃至千八百九十年の國立保險局の報告によると、其療養所で治癒した人員は八千二百人と云ふことである。

療養所に於ける治療成績

即ち七十一%に該當して兩者の成績は大凡一致して居る、尙其以後の報告によると、成績は段々良くなつて居る、是れは治療法の進歩ばかりではなく、早く患者を見出すことが充分行き届き、輕症患者を多く收容する様になつたからである、吾等は今年九百一年に於る二三の療養所の成績報告を掲げて參考に供しやう。

療養所名	治癒數%	平均治療日數
ツルツハイン	八八、〇	八三
ルツベルツハイン	七〇、〇	九〇
リーデンシアイド	七八、三	六五
アルテナ	八〇、〇	九〇
フオーゲルサンク	八三、五	九〇
コトブナス	八八、四	一五〇—一八〇
ガラボーゼー	八一、〇	九六

社 會 教 育 肺 結 核

ベルチヒ	八五、〇	九八
アルブレヒトハウス	七五、五	六七
エルンストルードウヒ	八八、六	八二
ゾヒキエン	七九、二	七六
フリードリヒハイム	七六、七	八〇
カロラグリーン	七二、〇	一〇八
ルネトホルトハイム	五三、〇	九〇
ゾンネンベルヒ	八四、〇	九〇
ワイケルベルスドルフ	七五、二	八五—八
エドムンズタール	八六、〇	一三〇
スラヴェンチツク	七八、〇	九〇
オーベルカラフンゲン	八三、〇	九〇
ウヰルヘルムハイム	七九、〇	九〇
ロスオウ	八九、〇	一〇〇
セント、ブラベン		一二二

療養所に於ける治療成績

獨逸國立保險局の報告によると、被保険人にして療養所に入りしものが、千八百九十八年には男子三千八百六十六人女子一千四百四人であつたが、千八百九十九年には男子が六千三十二人女子が千六百六十六人となり、千九百年には男子が八千四百四十二人女子が二千六百五十二人となつた、即ち男女總計にて千八百九十八年には四千九百八十人入所したのであるが、七千六百九十八人となり一萬九千九百九十四人となつたのである、斯く年を追ふて入所者數の増加したのは結核患者が増加したのでなくて、療養所の數が増し又た初期の患者を早く見出して、入所せしむる様になつたからである、其結果は治療成績をして愈々良好ならしめたと云ふことである。

獨逸國立保險局で調査して倫敦に開會された萬國結核會議で、報告された所によると治療成績は次の通りである。

社會教育肺結核

又た此等治癒したものと退所後に於ける状態を嚴重に調査して報告して居る。

一、千八百九十七年に治癒退所せるもの

年	男	女	男%	女%
千八百九十七年	六八	六八	六〇	六四
千八百九十八年	七四	七三	四一	五〇
千八百九十九年	七四	七三	二七	三六
千九百年	七二	七三	二六	三六

百人に付治癒數

二、千八百九十八年に退所せるもの

續成療治るけ於に所發療

千八百九十八年 男% 六八 女% 六八
 千八百九十九年 男% 四四 女% 四八
 千九百年 男% 三八 女% 四四

三、千八百九十九年に退所せるもの

千八百九十九年 男% 六七 女% 六七
 千九百年 男% 四八 女% 五二

四、千九百年に退所せるもの

千九百年 男% 六七 女% 六八

以上の統計によるも平均約三ヶ月の治療で、何れも皆な持続的の治療即ち解剖的に治癒するものではないが、三四年を経過するも其半数は治療を持續して居

核結肺育效會社

ることが明らかである、而して此の持続的治療は初期に治療を加ふれば愈々大なることも明らかである。

近く北米マッサンツト州立肺癆療養所の治療成績が發表された、これによれば千八百九十八年十月の開所時より收容したる患者数は三千三百人である、勿論初期の患者のみ入所せしめると云ふことは出来なかつたが、其の各年に於る成績は左の通りである。

年	治療數%	輕快する者%	不長%
一八九九	三四	四〇	二六
一九〇〇	四二	四五	一三
一九〇一	四六	四八	六
一九〇二	四八	四五	七
一九〇三	四九	四三	八
一九〇四	四五	四八	七

而して初期のものにして治癒せるものは百人に就て次の通りである。

年	治癒%
一八九九	六五
一九〇〇	七三
一九〇一	七三
一九〇二	七二
一九〇三	七三
一九〇四	七六

故に米國に於る治療成績も、獨逸に於るものと大差なく、可良の成績と云はねばならぬ。

尙ほ和蘭のヘルレンドルン療養所の千九百四年乃至五年の治療成績によれば、百八十一人の患者中其の疾患の程度より云へば、第一期のもの百九人(六〇%)第二期のもの四十五人(二五%)第三期のもの二十七人(一五%)なるが(ツルバ

ン氏の分類法による)内

全治せるもの	四五
稍全治せるもの	二八
輕快せるもの	五八
變化なきもの	三〇
不良となりしもの	二〇

一三三二—七三%

以上の次第であるから、療養所が結核豫防上に幾何の効果を來すやと云ふことは、殆んど研究する迄の必要もなからう、尙ほ茲に療養所治療によりて、喀痰中の結核菌の消失した割合を掲げんに、

療養所	略痰中に結核菌を有する%	結核菌の消失せる%
ベルチヒ	六四、五	二七、三

力を要するものであるから政府は僅に結核豫防に關する一省令位を出して足れりとせず尙ほ相當の計畫を立てる必要がある又醫師は充分に早期診斷法に熟練して出來得る丈け患者をして早期に治療せしむるは勿論治療所に於ても熟練なる醫師の指導を要する次第である従つて患者に於ても充分信用すべき醫に就て加養せねばならぬ屢々述べたる如く肺病は新聞の廣告にある様な賣藥で治療するものでない山師の秘密藥で治療するものでない加持や祈禱や呪で治療するものでないから迷はず疑はず信任すべき醫の云ふところに従ふて専心加養せねばならぬ。

儲政府の後援となり政府の所信を施行せしめ又患者をして醫の指導に従ふて加養せしむると云ふには終極には社會問題と折衝して來ると云ふことは既に繰り返し述べたる通りである爲めに結核の豫防及治療問題は社會問題に歸着して來

グラホーゼ	六一、七	一九、〇
・シルツハイム	五二、六	三七、四
エシゲルダール	四六、六	四五、九
ルツベルハイム	六〇、〇	一三、〇
リーデンシヤイド	五三、〇	二四、〇
フオケルザンク	三八、〇	三一、〇

此等は報告一様ならざるも此の結核菌の消失は、即ち傳染の危険を夫れ丈け減じたるものである。

結論

結核病は鋭上の如く傳染し蔓延しつゝあり而して此恐るべき庶民病は鋭上の如くして豫防し治療し得べきものなりと雖ども其成功は政府と醫師と人民との協

る爲政治家經濟家教育家資本家慈善家醫家は此庶民病たる結核豫防及治療に關しては獨り人道の上よりのみならず國家及社會の生存上より力を悉くすの義務あるものと信ずる。

世人の知る如く歐米諸國は萬國結核防遏會なるものを設け萬國其歩調を一にして庶民病たる結核を防遏せんとして居る從つて各國には何れも結核防遏會の設けがあつて互に連絡を保ち氣脈を通じて居る而して防遏會は何れも一國の名譽ある高貴の人々を總裁に戴き種々なる方法(例へば富籤、郵券の發行等)を用ゐて義金を醸集し結核防遏事業に使用して居る是れには政府其他の自治團體は保護金を與へ若は其事業に對して幾多の補助と便利とを與へて居る又富豪家が特に結核の治療及豫防研究の爲めに特別の研究を設立し巨額の費を擲つて學者をして研究せしめて居る所もある。

之を要するに歐米に於ては結核病を防遏して其被害を軽減し若は絶滅するを以て社會生存上極めて緊要なる事項なりと認め著々其事業の歩武を進めつゝあるのである我日本に於ては内務省が僅に咯痰取締の一省令を發したるのみにて民間に於て未だ何等の計畫が無いのは此の結核問題の極めて緊要なるを觀過されて居るからであらう今や我が富豪家は或は施療病院を設立し或は施療病床を設くる様になつて眞に人道上及社會上慶賀の至りであるが倍此等施療病院に入るべき患者は如何なる種類のものが最も多きかと云ふことになると勿論結核患者が多いと云ふことが分るであらう而かも此等患者は多く末期のものであつて何れも病院に於て絶命すると云ふことが分るであらう此の時ぞ即ち結核は先づ豫防せざるべからずとの觀念が多くの人の頭腦中に起る時である換言すれば富豪家慈善家爲政治家等が結核患者の發生を防遏せんと着手するの時であらう

社會教育 肺結核終

東京市養育院に在る院児の肺結核にて死する者は實に全死亡者の百分の五十七に當つて居つた是に於て養育院は先づ房州に保養所を設け肺病者其疑はしきもの及虚弱者等結核の候補者を茲に移して保養せしめた其結果は極めて良好で爾來肺病死亡者は以前の三分の一となつた是れ實に好適例である。余は實に此の時の一刻も早く來たらんことを希望する余が此の著をなす所以も全く此意義に外ならぬのである。

明治四十年三月一日印
明治四十年三月十七日發

刷行

正價金六拾五錢

閱者 北里柴三郎

著作者 柴山五郎 作

發行者 東京市神田區鍛冶町四番地 伊藤岩治郎

印刷者 東京市東橋區南小田原町三丁目九番地 中野鐵太郎

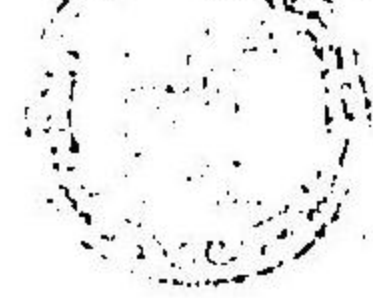
印刷所 東京市東橋區築地三丁目十五番地 帝國印刷株式會社

發行所

東京市神田區今川橋通北

電話本局九百四十九番
五替口座第四七七二番

誠之堂書店



肺患者治療必讀の書

醫學士 竹中成憲先生著

通俗肺結核豫防法

總振假名付
彩色刷結核細菌圖入
正價金五拾錢
郵税金四錢

正確なる統計に據るに洋の東西を問はず七人の死者あるときは其一人は肺病なり之に據て日本全國の人口を改算すれば日本には東京市を四個集めたる大さ即ち六百萬人の肺患者ある道理なり況んや其數は年々増加しつつあるに於ては豈塞心せざるを得んや我政府此に觀るあり本年四月一日を以て「肺結核豫防に關する件」を公布せらる弊堂乃ち多年本病を以て専門とし研究せられたる竹中先生に乞ふて先生の通俗なる著を上梓するの諾を得たり體質薄弱なるの士は之に據て以て攝生の方針を定めらるべく既に侵さるゝの諸君は之に據て以て加療の道を明にせらるべし微々たる小冊子世を益すること蓋し僅少ならざるは弊堂の深く信する所なり

河野敏人先生編纂

改正日本大家處方新書

第七版紙張九百餘頁
總クロスホケット入
正價金壹圓廿錢
小包稅拾錢

本書は我が醫科大學病院を始め全國各病院及諸大家が多年研究實驗せられたる處方并に治療法なり近頃世に此種の書刊行多かりしを鑑み弊堂は持論を離れし者にして未だ本邦諸大家の經驗より出し處方治療法を蒐集せし者には只本書一冊のみを以て出版せざば大に改正増補を加へ臨床上須要漸なる諸件數百項を追加し挿圖を補ひ紙張を増すこと二百餘頁前版に比し一層完備の觀を呈せり

醫學博士三宅秀先生閣 軍醫總監男爵石黒忠恵先生閣并序
東京盲聾學校校長小西信八先生序
東京盲聾學校按鍼科教師與村三策先生著

按摩鍼灸學

洋裝總ククロス
紙張三百五十頁
正價金壹圓五拾錢
小包稅拾錢

本書は著者が十九年間東京盲聾學校に於て按摩鍼灸科生徒に教授せる際最も緊要と認むる所を採集し解剖生理を以て按摩鍼灸科の手術非に之に利害の關係ある病を詳述し加ふるに歐米マツサリツの諸法及氣功の經穴等に於て易に習得せしめたる荷も鍼灸按摩術を名を附し石版鍼灸圖散葉を加へ婦女子弟にも一讀参考すべきの精新著なり

實習救急法

醫學士 竹中成憲 大日本私立衛生會 編輯主任 關 以雄合著

正價金參拾錢
郵税金四錢

本書は出版以來江湖の好評を博し現に宮崎縣・富山縣及高知縣其他の各警察部衛生課にては多數を購入して警官衛生吏等の袖珍とせられ著者の目的を遂げし所ありしに於て更に便利なる場所と雖ども不慮の負傷者を出すが如き急遽に臨みては瞬時にもふべからざるを以て小學校教師・警察官等荷くも直接兒童健康の保護者たり人民保護の職責者たる人々は常に警の来る迄の間にも應急處置の心得なかるべからず著者此に感あり最近の學說實地の觀察に基き簡單に主眼を摘録し材料の使用法より應急手當處置等實習必功の事項を網羅して遺憾なからしめたるは本書の特色なりとす獨り學校教師のみならず苟くも家に厝を備ふるの必要を覺らば最愛なる子女等が不時の毀傷に處する爲に平素に實たるに於て蓋し出色一番たるを信す殊に誰人にも讀み易く通俗卑近に書き下しあれば幸に家毎に一木を備へられんことか
醫學士大澤謙二君閱 大日本私立衛生會 編輯主任 關 以雄君編

最近衛生講話材料

內外諸大家の學說を收摺し衛生講話をなさんとする人々の材料に供し將公衆家庭に於ける衛生上の參考に資せんが爲編述せらるるもの衛生學說の辭典なり國民須讀の良書なり

洋裝 本
正價金五拾錢
郵税金四錢

學校衛生講話材料

醫學博士大澤謙二君撰 關 以雄編述 第二版

正價金二十五錢
郵税金貳錢

衛生上の監督者たり保護者たり施設者たり又學校教育者若くは家庭の衛生的講話の資料に充てり冠するに學校の二字を以てすなり又外斯道の大家に仰き短簡摘要に必須の訓誨的事項を網羅せるの責任を有する者は誰人かを問はず須らく熟讀玩味すべし長卷たるか信す殊に北里博士親しく校閱せられたるものなれば事實の確著たる毫も疑ふ可らず新類例なき新書たりは幸に讀者の榮を賜はらんことな

金成棗坪著

袖學校醫通

正價金三拾五錢
郵税金四錢

本書は勉めて我邦風俗習慣を考察し民衆經濟を委酌し學理に鑑み實際に徴して編述せらるるものにして凡そ學校衛生に關する事項は細大漏さず博採遠討す所なく加ふるに之に關聯する現今法律規則を新註解釋する等後に獨自一己の面目を有し其所說細微なるも繁雜ならず斬新なるも浮奇に失せず眞に空前の好書たり世の學校醫・師傳父兄諸君斯書に依拠して採擇去就する所あらば教育衛生の上に裨益すること蓋し鮮少なからざるものなり

産科婦人科楠田病院院長 楠田謙藏先生 閣並序
産科婦人科専門病院院長 渡邊光次先生 著

普通妊娠論

附 妊娠の攝生

續篇

小兒養育法
一名 兒を擧ぐる法

石版精圖四拾個人 紙數二百五十頁
正價金六拾錢 密封小包送十錢

懷中本

本書は久しく産科婦人科に従事して經驗に富める専門醫渡邊先生
の著にして産科婦人科の解剖生理衛生を始めとし生殖に影響す
る全身の疾病婚姻並婚姻後の注意妊娠並妊娠後の攝生に至る
迄三章百廿項を設け悉く網羅して平易簡明に説述し加之精巧
なる石版圖畫數十葉を挿入し振假名を附せられ強健の子
たれば荷も自己の健康に注意し系統を蕃殖し必ず一讀せざる可
きを得んと欲する諸君は男女を問はず此書を細かば多病な
りし夫婦は壯健となり不和なり一たび此書を細かば多病な
可憐の小兒を擧ぐることを得ん大方の諸君乞ふ世に有ふれたる
此種の著述と同一視することなく一讀其不幸を愈せらるべし

東京小兒科病院院長醫學博士 瀨川昌著先生 閣
産科婦人科楠田病院院長 楠田謙藏先生 閣
豊岡舟山君著

情育觀 名 男女交際の葉

本書は男女の關係を教育より觀察したる天下唯一の新著なり
男女の爲に戒めを加ふる丁寧親切たる所なし
産後の注意育兒の方法に至る迄凡そ人間情慾の發作及其の結果衛生に關する問題に悉く之
を網羅せり
産科婦人科 櫻井郁二先生 閣並序

産科婦人科 櫻井郁二先生 閣並序
産科婦人科 廣瀬弘見先生 著

妊産婦の心得 安産育

凡婦人の身として安らげく兒を擧ぐるほどの嬉びはあらじ
生用意より産後の注意初生兒の處置養育法等に至るまで細大洩らすな
無難を認み生兒の保育に心をを用ゐるの人は必ず世の人幸に一本書を備へて以て一家の幸の榮榮を
計り給へかし

正價金三拾錢
郵税金四拾錢
石版製圖十餘幅入

誠之堂發行書目

(東京市神田區御所町)

- 金井助作編纂
●新中等作文軌範全一册 正價金五十錢 郵稅八錢
- 堀捨次郎 一名作文法示要 深井鑑一那標註
●東京府立第四中學校長 深井鑑一那標註
●東京府立第四中學校長 深井鑑一那標註
●史記列傳全五册 郵稅各四錢
●內藤耻史校閱 太田才次郎講述 各册金三十五錢 郵稅各六錢
●史記列傳講義全六册 郵稅各六錢
●河村北溪校訂 詩 眼全二册 正價金三十錢 郵稅六錢
●必受驗者 白文文章軌範全一册 正價金六十錢 郵稅六錢
●東京府立第四中學校長 深井鑑一那標註
●大學中庸講義全一册 正價金廿五錢 郵稅四錢
- 花輪時之輔講述 深井鑑一那標註
●論語 講義全三册 正價金七十錢 郵稅十錢
●孟子 講義全二册 正價金七十五錢 郵稅十錢
●深井鑑一那 花輪時之輔講述
●大學中庸四書講義全五册 正價金一百七十錢 郵稅十錢
●賴山陽先生傳、自贊入 河村北溪講述 紙數千四百餘頁
●賴山陽先生傳、自贊入 深井鑑一那講述 紙數千四百餘頁
●賴山陽先生傳、自贊入 深井鑑一那講述 紙數千四百餘頁
●日本政記講義全三册 正價金四十八錢 郵稅十錢
●日本外史講義全一册 正價金二十五錢 郵稅四錢
●堀捨次郎 名取弘三講述 深井鑑一那編輯 紙數千四百餘頁
●正文文章軌範講義全三册 正價金五十錢 郵稅十錢
●深井鑑一那講述
●服部誠一講述 義全一册 正價金十五錢 郵稅二錢
●柳川茂作講述 孫吳講義全一册 正價金四十錢 郵稅八錢
●明辨象 周易講義全三册 正價金七十錢 郵稅十錢

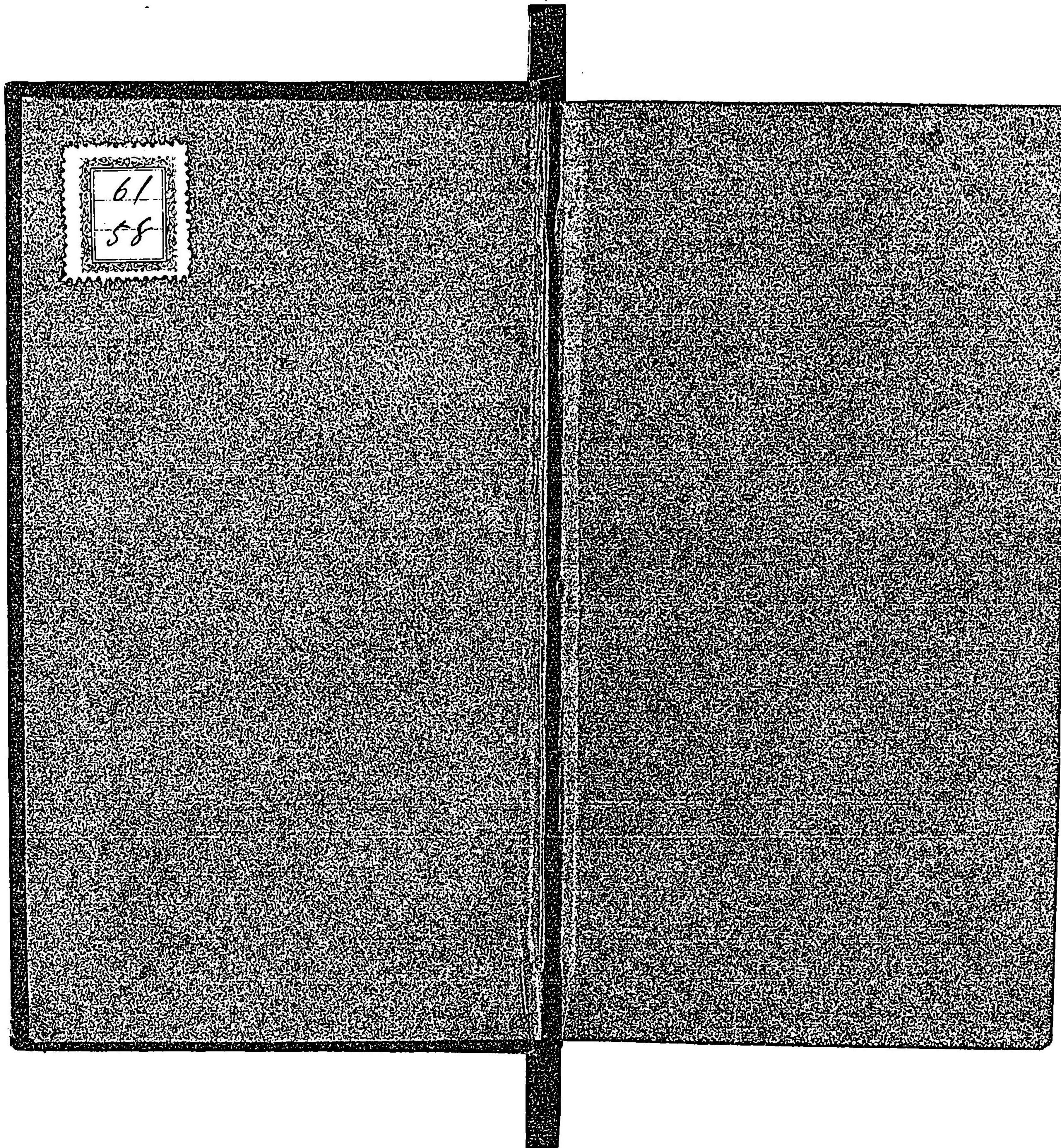
- 龜谷軒題辭 羽山尚德講述 內編外編 正價金六十錢 郵稅八錢
●文法 小學講義全二册 郵稅八錢
●深井鑑一那 山田準標註
●教科標註大學中庸 和紙摺 全一册 正價金十五錢 郵稅二錢
●深井鑑一那 山田準標註 和紙摺 全一册 正價金十八錢 郵稅二錢
●適用科標註論語 全一册 正價金十二錢
●深井鑑一那 山田準標註 和紙摺 全一册 正價金二十七錢 郵稅四錢
●適用科標註孟子 全一册 正價金二十七錢 郵稅四錢
●山田準標註 小學內 編和紙摺 各二册 正價金二十八錢 郵稅各二錢
●深井鑑一那 山田準標註 洋紙摺 全一册 正價金二十七錢 郵稅六錢
●適用科標註四書 全一册 正價金二十七錢 郵稅六錢
●深井鑑一那 山田準標註 和紙摺 全一册 正價金廿五錢 郵稅四錢
●適用科標註文章軌範 和紙摺 全一册 正價金廿五錢 郵稅四錢
●三島中洲題辭 三慶閣道明校閱 古志學人編纂 全一册 正價金廿五錢 郵稅四錢
●萬一辭文章形容詞範 全二册 正價金廿五錢 郵稅四錢
- 東京府第四中學校教諭大塚彦太郎著
●動詞形容詞活語集 洋裝本 正價金廿二錢 郵稅六錢
●日本外史要領示的 全一册 正價金廿五錢 郵稅六錢
●花輪時之輔 河村定都 服部誠一 名取弘三 堀捨次郎 深井鑑一那 賴山陽先生傳、自贊入 日本政記講義 日本外史講義 正文文章軌範 孫吳講義 周易講義 全一册 正價金十五錢 郵稅二錢
●中等漢文學講義全書 全一册 正價金三十錢 郵稅六錢
●文藝博士 藤野山之校補 國文學會編纂 紙數三千頁 正價金三十四錢 郵稅六錢
●太平記 註釋 和裝本 全一册 正價金四十四錢 郵稅八錢
●國學院講義 今泉定介講述 二册 正價金六十錢 郵稅十錢
●平家物語講義 全六册 正價金五十五錢 郵稅十錢
●紙數千六百餘頁 全部缺入 三册 正價金六十錢 郵稅十錢
●文學博士 小中村清規講述
●國史學の榮一 和裝本 正價金五十錢 郵稅十錢
●文學博士 藤野山之序高等師範學校中、辻橋共註 文藝博士 藤野山之序高等師範學校中、辻橋共註 全一册 正價金三十五錢 郵稅七錢

三木五百枝講述
 保元物語講義 全三冊 正價金七十錢 郵稅十錢
 今泉定介講述
 平治物語講義 全三冊 正價金八十錢 郵稅十錢
 今泉定介講述
 落窪物語講義 全三冊 正價金四十五錢 郵稅六錢
 今泉定介講述
 徒然草講義 全二冊 正價金四十五錢 郵稅十錢
 今泉定介講述
 竹取物語講義 完 正價金四十錢 郵稅四錢
 三木五百枝講述
 紫式部日記講義 完 正價金三十錢 郵稅六錢
 今泉定介講述
 伊勢物語講義 完 正價金三十錢 郵稅六錢
 今泉定介講述
 土佐日記講義 完 正價金二十錢 郵稅四錢

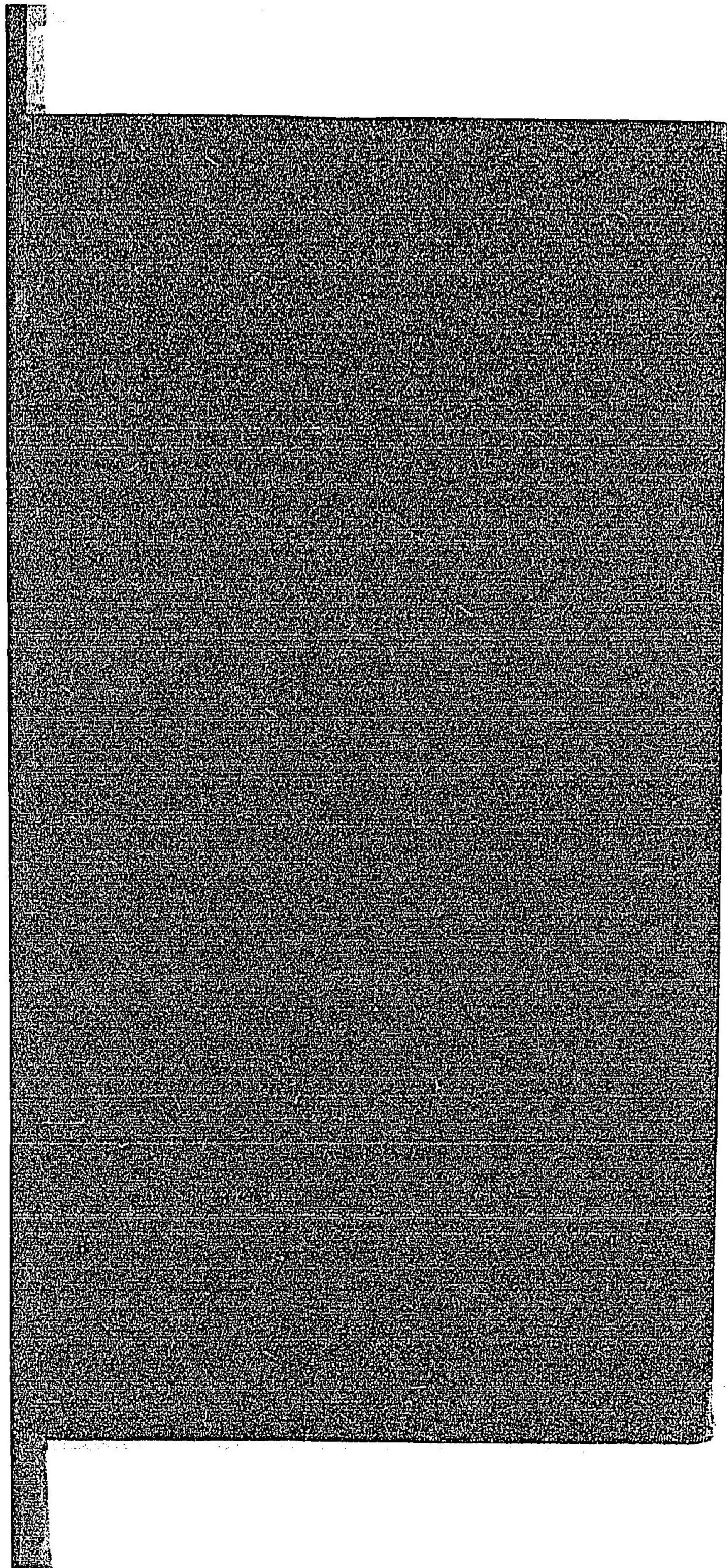
關院宮載仁親王陛下御覽辭
 准后北后親房御覽辭 今泉定介講述
 神皇正統記講義 全二冊 正價金六十錢 郵稅十錢
 今泉定介講述
 方丈記講義 完 正價金二十錢 郵稅四錢
 三木五百枝講述
 十六夜日記講義 完 正價金二十錢 郵稅四錢
 島山健講述
 百人一首講義 完 正價金十五錢 郵稅二錢
 增田子信 生田目經德爾氏講述
 新古今和歌集講義 全二冊 正價金六十錢 郵稅十錢
 大塚彦太郎講述
 更科日記講義 完 正價金三十錢 郵稅四錢
 國文學會校訂
 宇治拾遺物語讀本 全 正價金三十錢 郵稅六錢
 三木五百枝
 宇治拾遺物語註釋 全二冊 正價金八十錢 郵稅十錢

文部大學教授文學博士 原川武藏編
 文部大學教授文學博士 原川武藏編
 文部大學教授文學博士 原川武藏編
 枕乃草紙詳解 全三冊
 合本洋裝紙ノ口ス背革金文字入○正價金一
 圓七角五分 郵稅各八錢○各冊紙數凡四百餘頁
 堀井孝章校訂 關備一郎註解
 駿臺雜誌註釋 完 正價金六十五錢 郵稅八錢
 文學博士 小杉桐郎監修並序 小森松風編
 國語作文一名美文 正價金五十錢 郵稅六錢
 從一位伯耆守久世通親君遺傳三位子爵藤羽美晴
 君題詞 從三位男爵末松謙澄叙三位子爵藤羽美晴
 知大人序 東京侍講本居豐顯大人問
 松風增田子信君評
 氏物語新編紫史 五十四帖挿
 全十冊箱入紙數三千七百餘頁
 洋紙刷和裝頗美製木小包郵稅五十錢
 文學博士 重野安邦 兩先生監修
 文學博士 小杉桐郎 正價金八十五錢 郵稅十五錢
 國語漢文模範 文對照 郵稅十五錢

生田目經德爾 (原本水戸藩考證)
 異本會我物語 完 正價金四十錢 郵稅八錢
 國文學 界 定 一冊 正價金十五錢 郵稅三錢
 廿五冊既成 十二冊 金一圓八十錢廿四冊
 金三圓六十一錢俱郵稅下
 講義 平治物語 落窪物語 徒然草 竹取物語 新編御伽
 草子 伊勢物語 伊勢物語 伊勢物語 伊勢物語 伊勢物語
 目次 藤原實家 萬葉集 紫式部 源氏物語 新編御伽
 草子 其他各家講述
 今泉定介 伊藤平草 島山健講述
 生田目經德爾 增田子信 三木五百枝講述
 講義 神皇正統記 古今和歌集 十六夜日記
 書目 徒然草 伊勢物語 和文讀本問答
 記 竹取物語 伊勢物語 和文讀本問答
 中等 國文學講義全書 合本秋人
 紙數二千二百餘頁 (小包郵稅三十錢)
 高山健 今泉定介校訂
 御伽草子 四六列 正價金七十五錢 郵稅八錢
 全二冊 郵稅八錢
 文學博士 萩野由之解題校訂
 新編御伽草子 菊二判 正價金七十五錢 郵稅十五錢



61
58



61
58

059408-000-4

61-58

肺結核(社会教育)

柴山 五郎作/著

M40

CBF-0276

